

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の対象と範囲	5
5 計画の策定体制	6
第2章 障害者を取り巻く現状	7
1 本市の障害者の状況	9
2 障害者アンケート調査結果	19
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	39
2 施策の方針	40
3 障害者計画における施策体系	42
第4章 障害者計画	43
1 啓発・広報	45
2 生活支援	47
3 生活環境	50
4 保健・医療	52
5 教育・療育	54
6 雇用・就業	56
7 情報・コミュニケーション	58
8 権利の擁護	60
9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション	65
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	67
1 前期計画の評価	69
2 成果指標の設定	72
3 障害福祉サービスの見込量と確保方策	79
4 地域生活支援事業の見込量と確保方策	84
5 障害児サービスの見込量と確保方策	93
6 その他活動指標の設定	94
第6章 計画の推進	99
1 推進体制の整備	101
2 計画の見直し	101
3 計画の進行管理及び点検・評価	101

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者施策の充実が、世界的な流れとして進む中、我が国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26年1月に行いました。

また、障害者雇用促進法や障害者差別解消法において「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定めるなど、法令の整備を進めるとともに、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを目的に、「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）を令和5年3月に策定しました。

障害者をめぐる環境が大きく変化する中、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「指宿市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を令和2年3月に策定しました。

その中では、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくり「ソーシャル・インクルージョン」の概念に基づき、「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」を計画の基本理念として定め、福祉や保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災等の多岐にわたる障害者施策を体系化し、総合的・横断的な取組を推進してきました。

「指宿市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間満了にあたり、障害者福祉制度にかかる法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「指宿市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障害者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「第二次指宿市総合振興計画」の分野別計画として位置づけられるものであり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障害者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

「指宿市障害者計画」は、国の「障害者基本計画」や県の「鹿児島県障害者計画」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障害福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるものであり、「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」は、国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行により、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、成年後見制度利用促進等に関する方向性等について、本計画及び「第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に記載することにより、両計画を「指宿市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けることとします。

○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

指宿市障害者計画
指宿市福祉計画・障害児福祉計画

【上位計画】

- ◆ 指宿市総合振興計画

【関連個別計画】

- ◆ 指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ◆ 指宿市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 指宿市健康増進計画 等

【根拠法令等】

- ◆ 障害者基本法
- ◆ 障害者総合支援法
- ◆ 児童福祉法
- ◆ 障害者基本計画（国）
- ◆ 鹿児島県障害者計画 等

3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障害者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

なお、本計画において、18歳未満の児童を対象とした制度、施策事業、サービスに関して「障害児」と表記し、年齢の区別がない場合には「障害者」と表記することとします。

5 計画の策定体制

(1) 指宿市障害福祉計画等策定委員会における検討

本計画の策定にあたっては、市内の福祉関係団体・障害者団体・障害者施設等を代表する者等で構成されている「指宿市障害福祉計画等策定委員会」において、本市の障害者を取り巻く課題や今後の施策の方向性について審議・検討を行いました。

(2) 住民ニーズの把握

市内に住所を有する障害者等を対象とするアンケート調査を実施し、障害者福祉に関する実態や市民ニーズの把握を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映した計画とするため、市役所やホームページ等で本計画の素案を公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

第2章 障害者を取り巻く現状

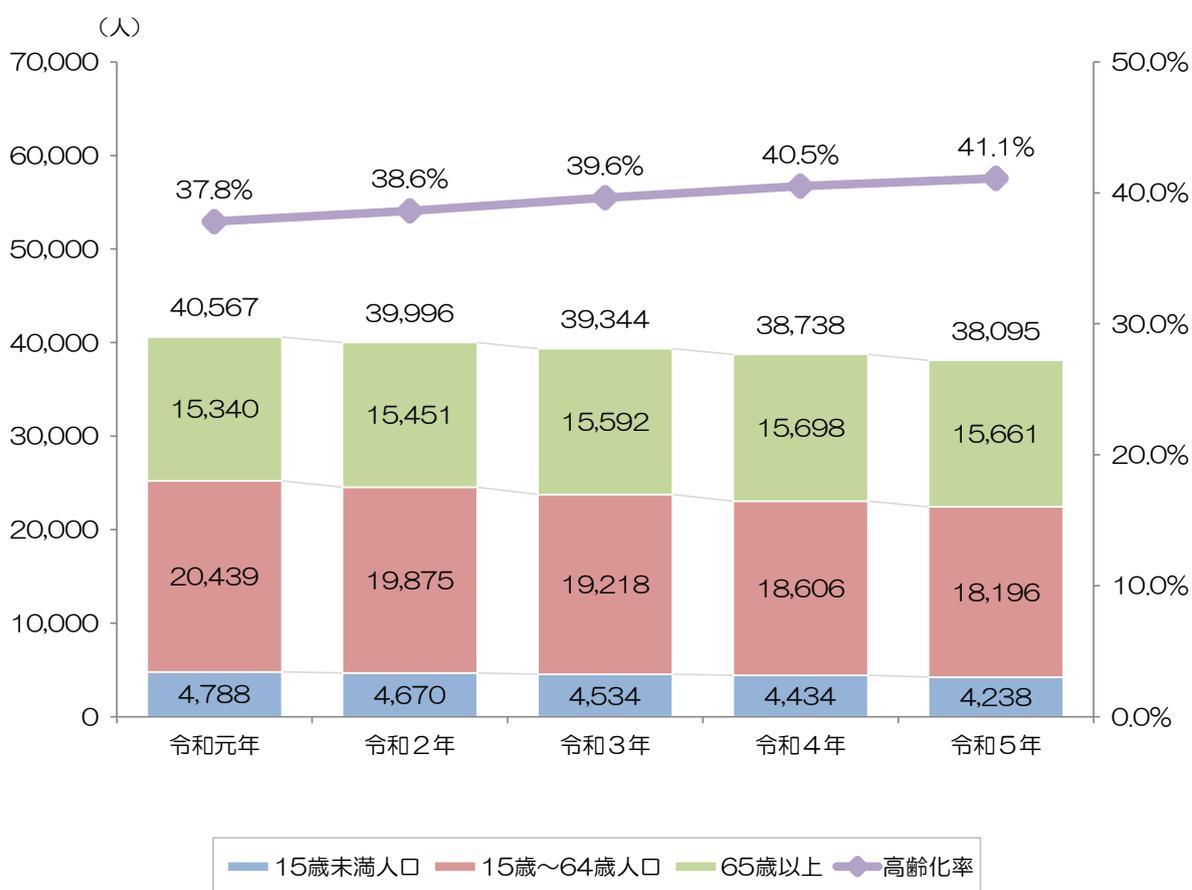
第2章 障害者を取り巻く現状

1 本市の障害者の状況

(1) 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年4月1日時点の総人口は38,095人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満人口）及び生産年齢人口（15歳～64歳人口）が減少傾向で推移する一方、老年人口（65歳以上）が増加傾向で推移していることから、高齢化率も上昇し、少子高齢化が進行を続けている状況にあります。



※住民基本台帳人口（4月1日現在）

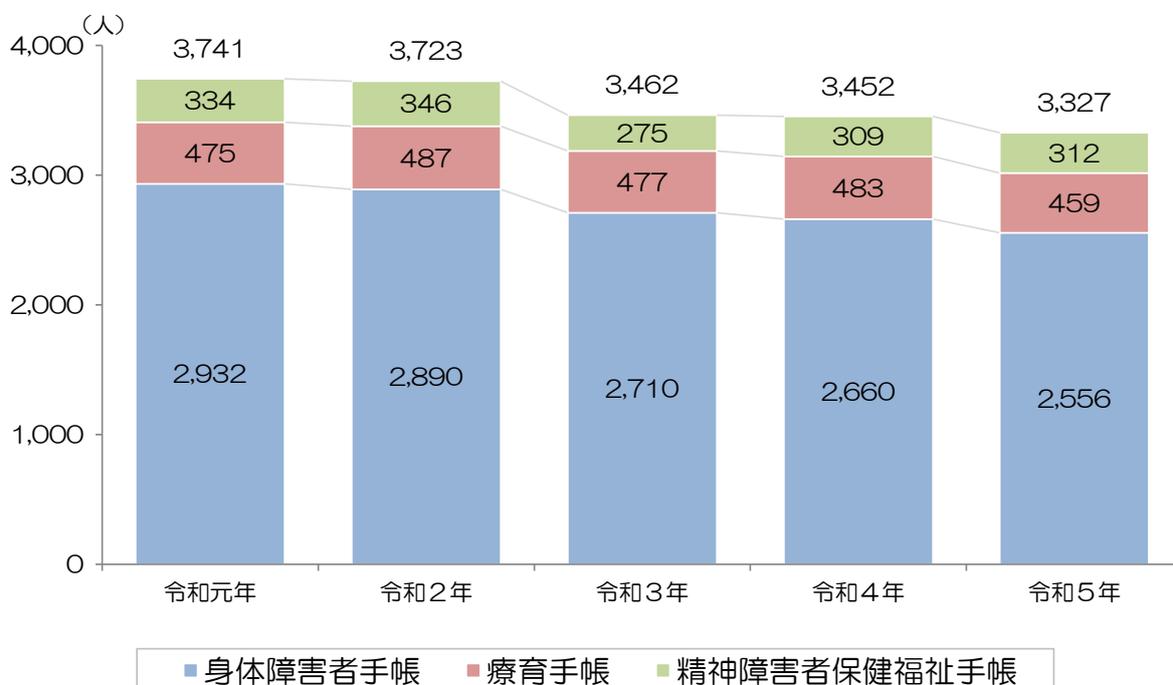
(2) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者の延べ人数は減少傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は3,327人となっています。

手帳種別でも、令和5年時点の各手帳の所持者数が令和元年時点と比べて減少しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者延べ人数	3,741	3,723	3,462	3,452	3,327
身体障害者手帳	2,932	2,890	2,710	2,660	2,556
療育手帳	475	487	477	483	459
精神障害者保健福祉手帳	334	346	275	309	312



※4月1日現在

令和3年における精神障害者保健福祉手帳所持者数の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続きを行わなかった所持者がいたことが考えられる

(3) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

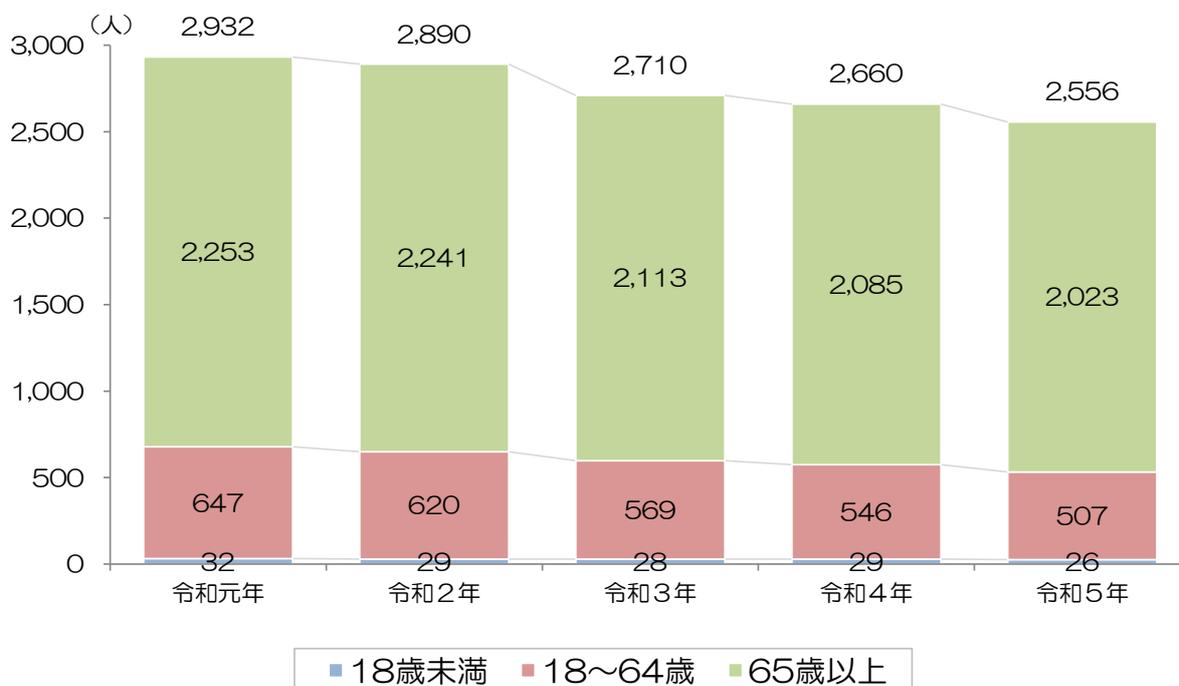
ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日時点の所持者数は2,556人となっています。

年齢3区分別にみても、各年代において減少傾向で推移しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	2,932	2,890	2,710	2,660	2,556
18歳未満	32	29	28	29	26
18～64歳	647	620	569	546	507
65歳以上	2,253	2,241	2,113	2,085	2,023



※4月1日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、障害の程度が最も重い1級が768人と最も多く、3割(30.0%)を占めており、次いで、4級567人、3級443人の順となっています。

令和元年と令和5年を比較すると、各等級で所持者数が減少しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	2,932	2,890	2,710	2,660	2,556
1級	888	901	842	805	768
2級	537	506	466	467	439
3級	523	511	473	460	443
4級	620	597	570	580	567
5級	168	174	161	157	151
6級	196	201	198	191	188

※4月1日現在

ウ) 障害の種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者を障害の種類別にみると、肢体不自由が1,343人と、5割(52.5%)を占めており、次いで、内部障害751人、視覚障害215人の順となっています。

令和元年と令和5年を比較すると、音声言語機能障害を除き、減少しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	2,932	2,890	2,710	2,660	2,556
視覚障害	246	240	217	219	215
聴覚平衡機能障害	224	220	218	213	204
音声言語機能障害	37	39	43	41	43
肢体不自由	1,587	1,551	1,438	1,399	1,343
内部障害	838	840	794	788	751

※4月1日現在

② 療育手帳

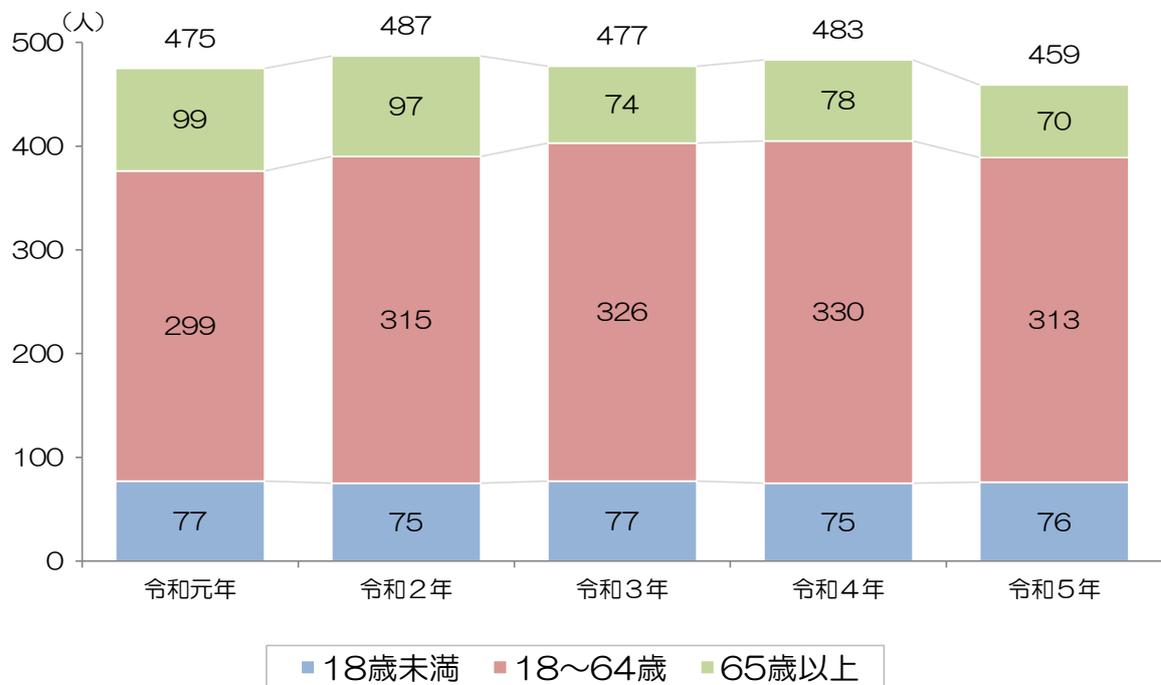
ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年4月1日時点の所持者数は459人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が減少傾向で推移しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳所持者数	475	487	477	483	459
18歳未満	77	75	77	75	76
18～64歳	299	315	326	330	313
65歳以上	99	97	74	78	70



※4月1日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者を等級別にみると、B 1 判定が 131 人と最も多く、次いで、B 2 判定 119 人、障害の程度が最も重い A 1 判定 116 人の順となっています。

令和元年と令和 5 年を比較すると、B 2 判定を除き、減少しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
療育手帳所持者数	475	487	477	483	459
A 1 判定	123	123	119	119	116
A 2 判定	110	112	103	103	92
A	2	1	0	0	0
B 1 判定	133	136	132	134	131
B 2 判定	105	113	122	126	119
B	2	2	1	1	1

※4月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳

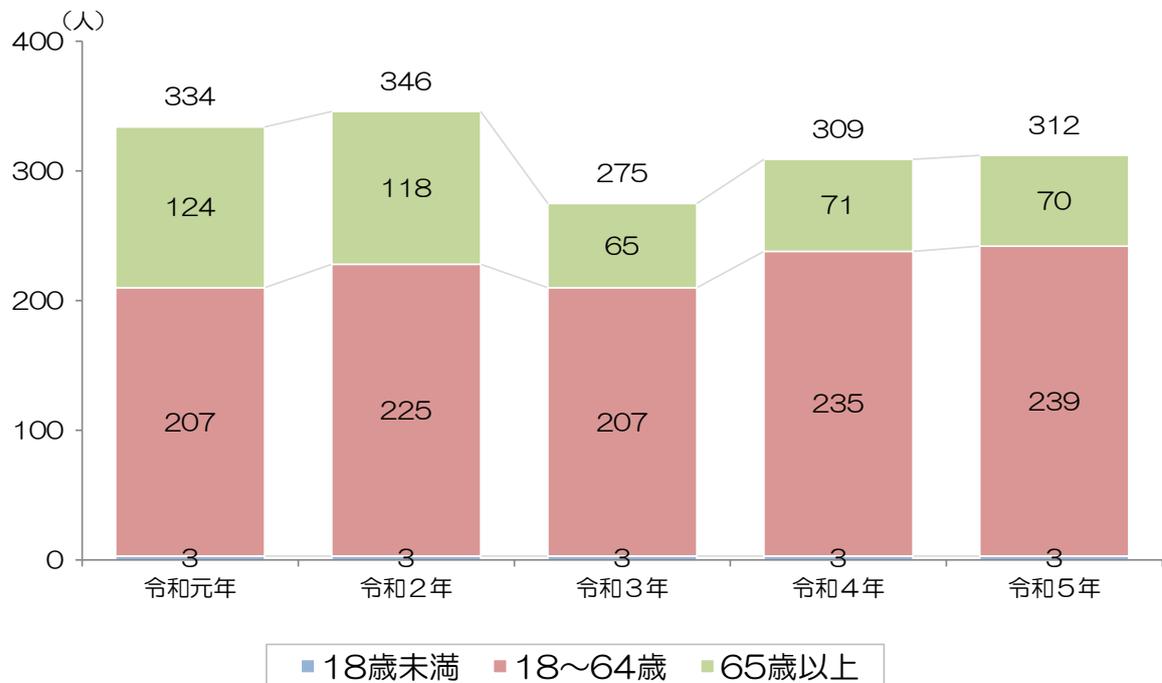
ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の令和5年4月1日時点における精神障害者保健福祉手帳所持者数は312人となっています。

年齢3区分別にみると、令和元年と令和5年を比較して、18～64歳が増加しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	334	346	275	309	312
18歳未満	3	3	3	3	3
18～64歳	207	225	207	235	239
65歳以上	124	118	65	71	70



※4月1日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2級が232人と最も多く、7割以上(74.4%)を占めており、次いで、障害の程度が最も軽い3級56人、1級24人の順となっています。

令和元年と令和5年を比較すると、2級及び3級では減少していますが、1級では増加しています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	334	346	275	309	312
1 級	16	20	18	21	24
2 級	250	263	207	228	232
3 級	68	63	50	60	56

※4月1日現在

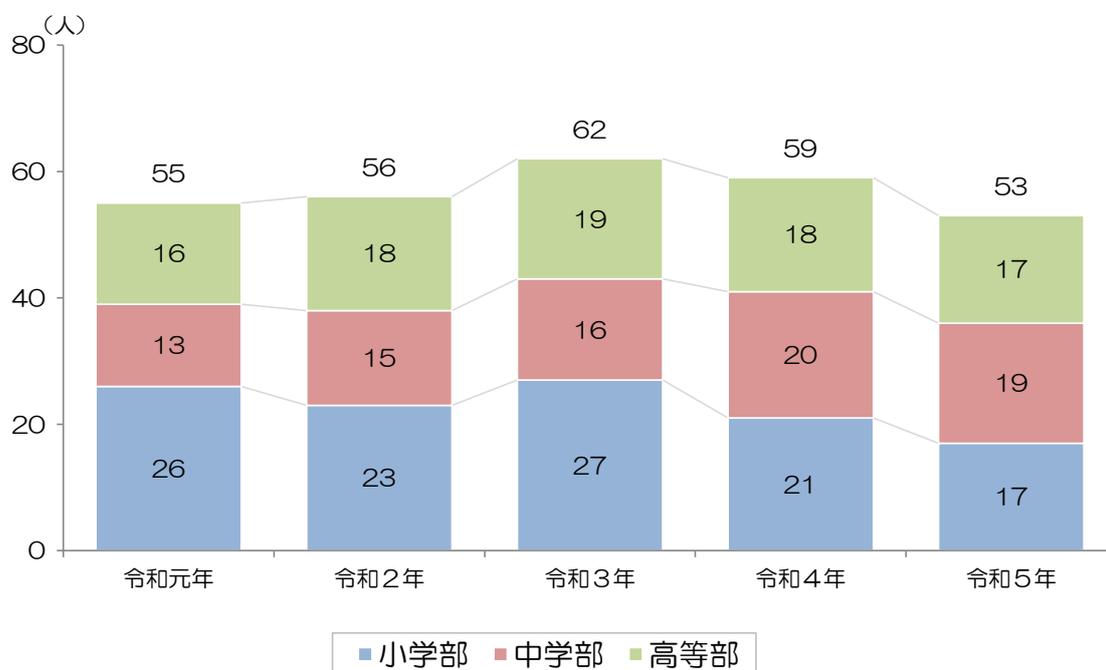
(4) 特別支援学校・特別支援学級の児童生徒数

① 特別支援学校の児童生徒数

本市に住む特別支援学校の児童生徒数については、直近では減少傾向にあり、令和5年5月1日時点の通学者数は、小学部17人、中学部19人、高等部17人となっています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学校 児童生徒数	55	56	62	59	53
小学部	26	23	27	21	17
中学部	13	15	16	20	19
高等部	16	18	19	18	17



※5月1日現在

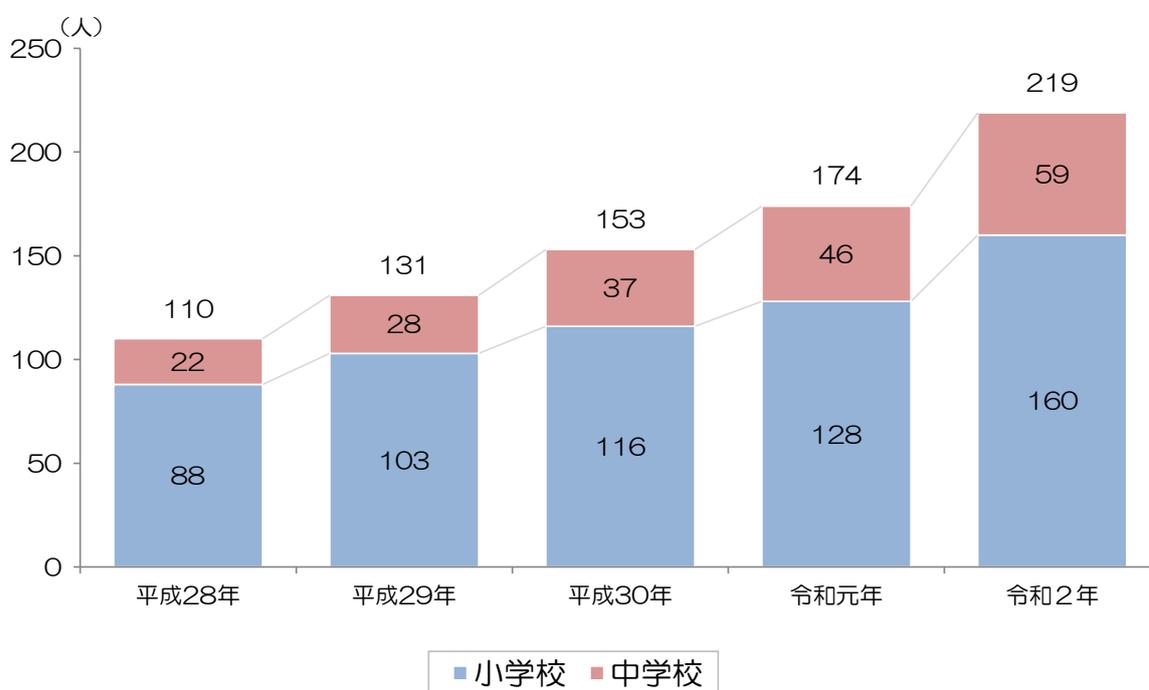
② 特別支援学級の児童生徒数

特別支援学級の児童生徒数については、増加傾向が顕著であり、令和5年5月1日時点の児童生徒数は219人となっています。

学校別でも、小学校児童数・中学校生徒数ともに、増加傾向にあり、令和5年の中学校生徒数は、令和元年の約2.7倍となっています。

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級 児童生徒数	110	131	153	174	219
小学校	88	103	116	128	160
中学校	22	28	37	46	59



※5月1日現在

2 障害者アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

障害者手帳所持者等の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としました。

② 調査時期

令和5年10月

③ 調査対象

障害者手帳所持者、療育を要する指宿市民等から、障害者調査の対象として18歳以上の市民900人、障害児調査の対象として18歳未満の市民100人をそれぞれ抽出し、障害児調査については、保護者を対象者として調査を実施しました。

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	障害者調査（18歳以上）	障害児調査（18歳未満）
配布数	900	100
有効回答数	443	43
有効回答率	49.2%	43.0%

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

① 対象者属性

ア) 年齢（障害者調査・障害児調査）

「18歳未満」が8.8%、「18～64歳」が28.2%、「65歳以上」が61.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
18歳未満	43	8.8%
18～64歳	137	28.2%
65歳以上	301	61.9%
無回答	5	1.0%
サンプル数	486	100.0%

イ) 障害の状況（障害者調査・障害児調査）

「身体障害者手帳」が76.3%と最も高く、次いで、「療育手帳」の15.8%、「精神障害者保健福祉手帳」の9.3%の順となっています。

選択肢	回答数	割合
身体障害者手帳	371	76.3%
療育手帳	77	15.8%
精神障害者保健福祉手帳	45	9.3%
重症心身障害の認定を受けている	39	8.0%
難病の認定を受けている	30	6.2%
発達障害の診断を受けている	33	6.8%
強度行動障害があると言われている	3	0.6%
高次脳機能障害の診断を受けている	9	1.9%
自立支援医療を受給している	27	5.6%
上記のいずれにも当てはまらない	2	0.4%
無回答	12	2.5%
サンプル数	486	—

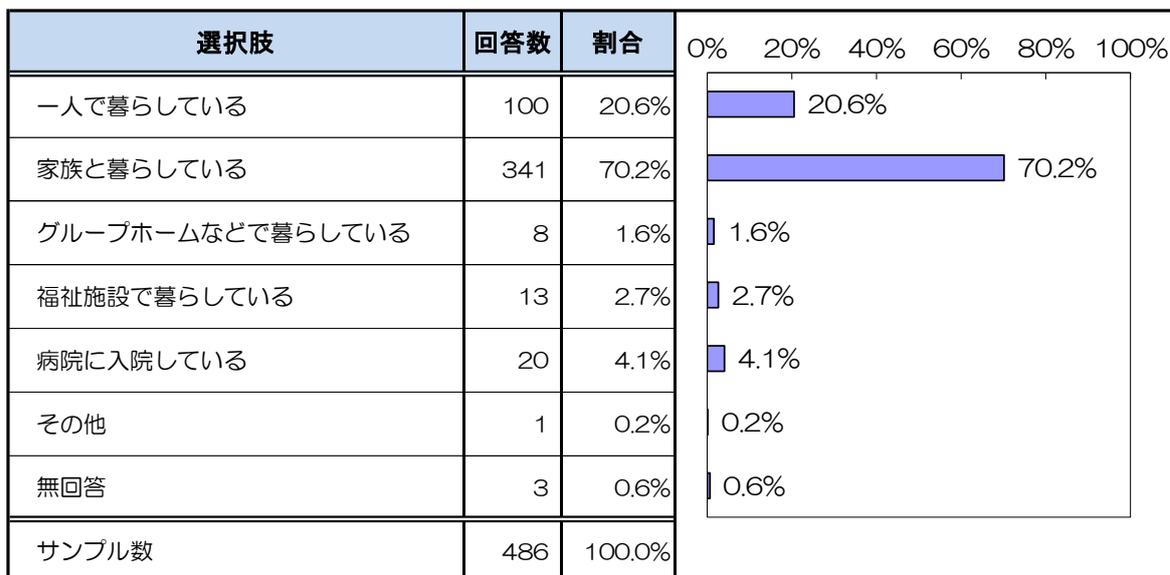
※複数回答可

② 住まいや暮らし

ア) 現在の生活状況（障害者調査・障害児調査）

「一人で暮らしている」「家族と暮らしている」「グループホームなどで暮らしている」を合わせた割合は92.4%となっています。

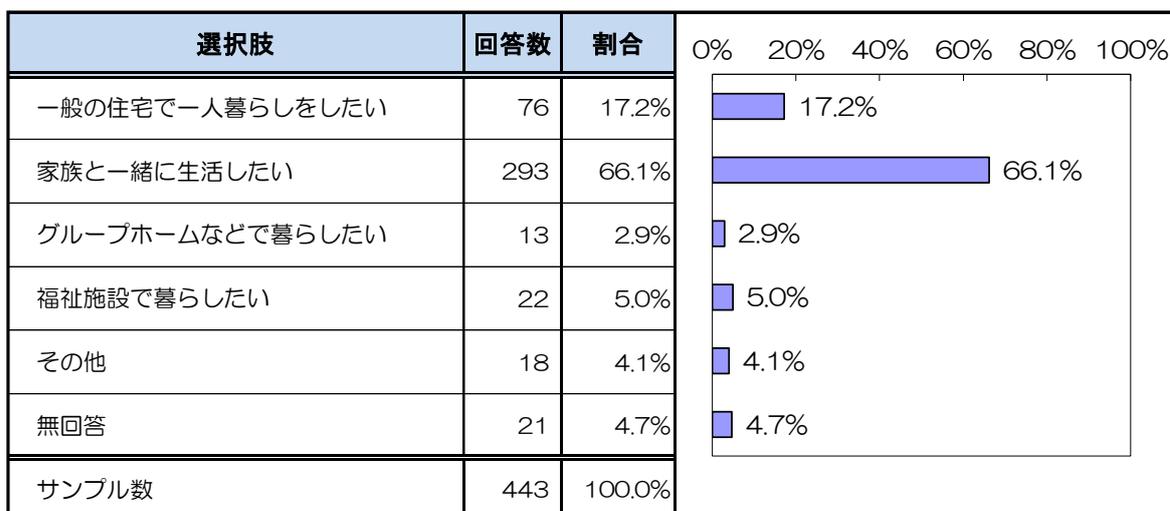
一方、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」を合わせた割合は6.8%となっています。



イ) 今後3年間希望する生活（障害者調査）

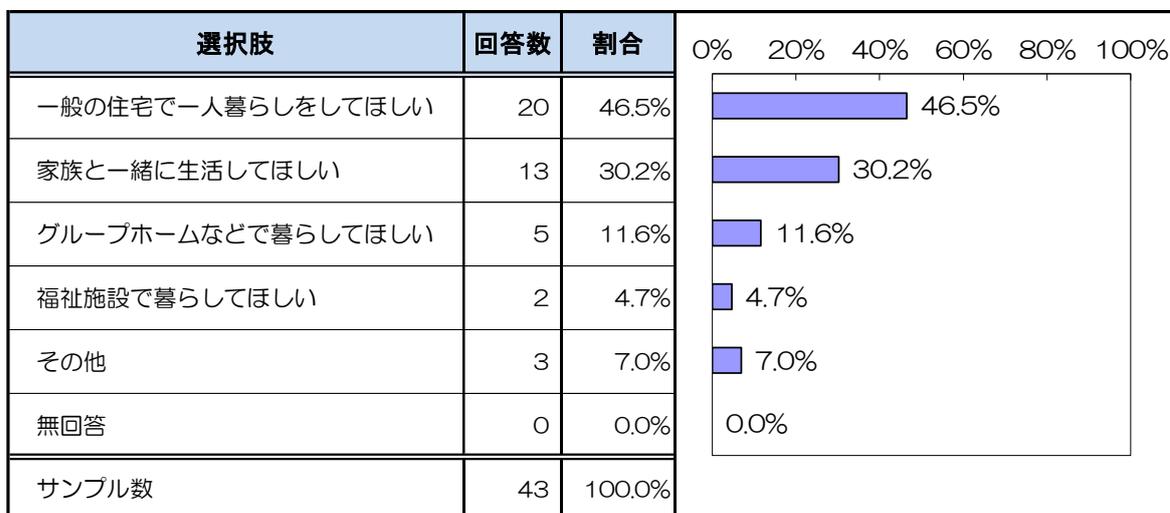
「一般の住宅で一人暮らしをしたい」「家族と一緒に生活したい」を合わせた割合は83.3%となっており、令和2年度に実施した前回調査の71.8%から高くなっています。

一方、「グループホームなどで暮らしたい」「福祉施設で暮らしたい」を合わせた割合は、7.9%となっており、前回調査の12.7%から低くなっています。



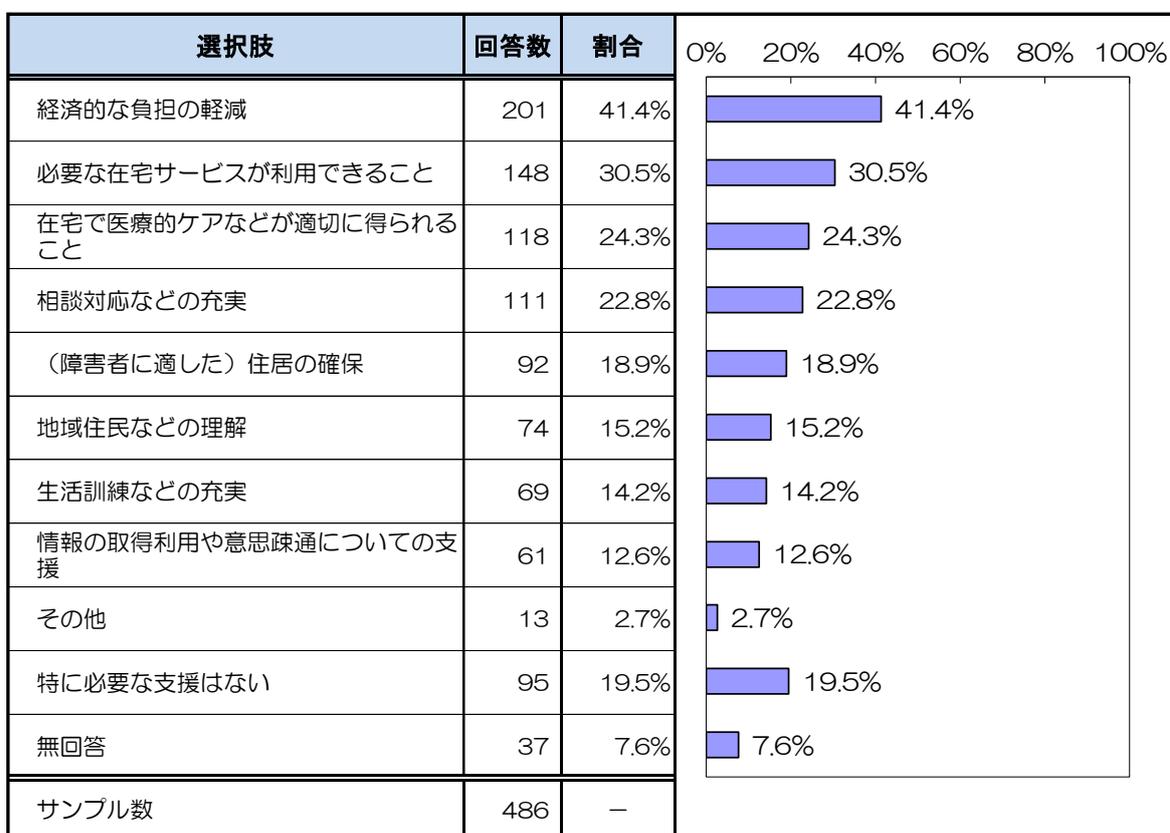
ウ) 将来希望する生活（障害児調査）

「一般の住宅で一人暮らしをしてほしい」「家族と一緒に生活してほしい」を合わせた割合は76.7%となっており、障害児の保護者の多くが、障害児が将来、一般の住宅で生活することを希望していますが、前回調査の93.8%からは低くなっています。



エ) 希望する生活を実現するために必要な支援（障害者調査・障害児調査）

「経済的な負担の軽減」が41.4%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが利用できること」の30.5%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」の24.3%の順となっています。

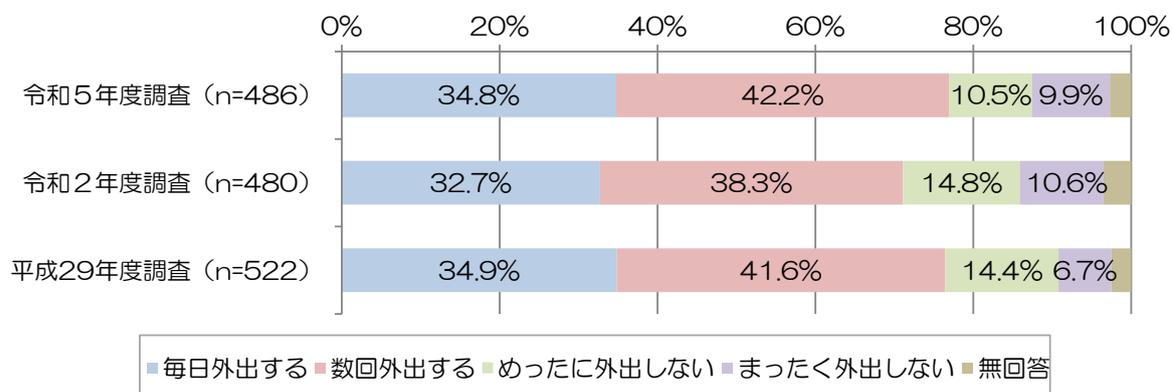


※複数回答可

③ 外出

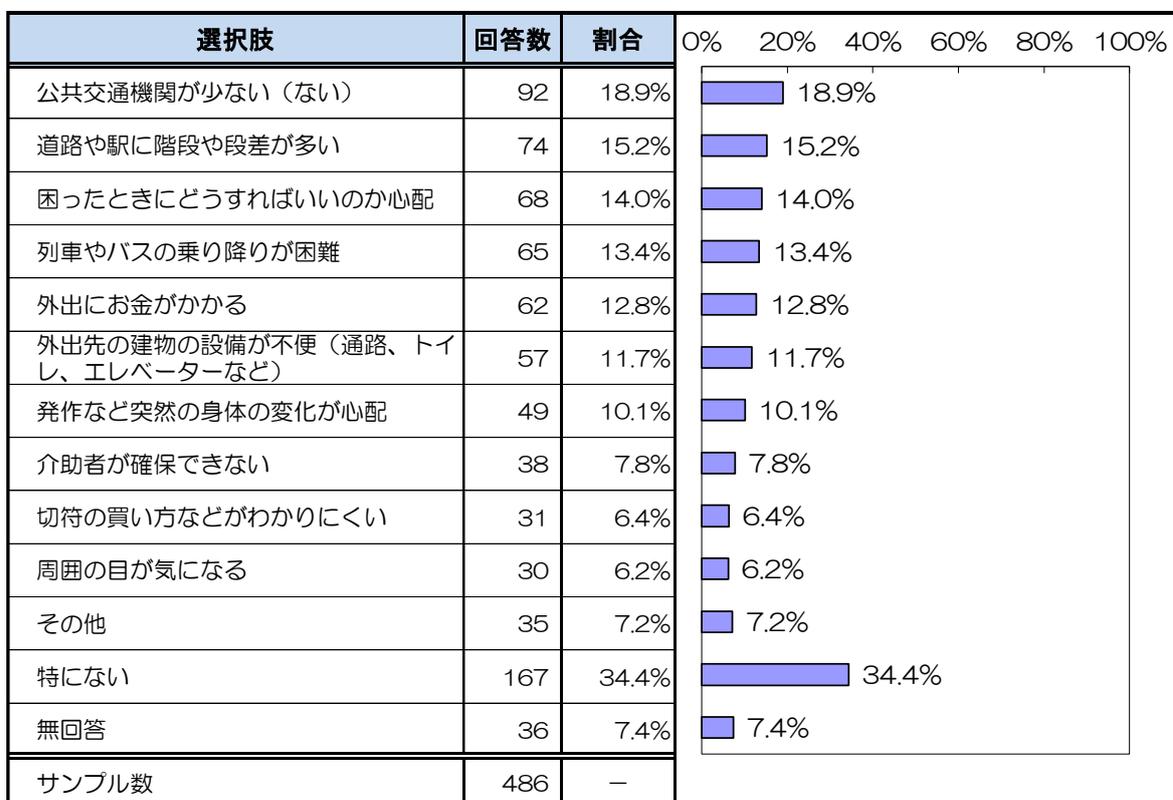
ア) 外出の頻度（障害者調査・障害児調査）

1週間における外出の頻度について、「毎日外出する」「数回外出する」を合計した割合は、前々回調査（平成29年度調査）：76.4%，前回調査：71.0%，今回調査：77.0%となっており、前回調査時と比較して、外出の頻度が多くなっており、コロナ禍前の水準に戻りつつある状況が見受けられます。



イ) 外出時の困りごとや外出しない理由（障害者調査・障害児調査）

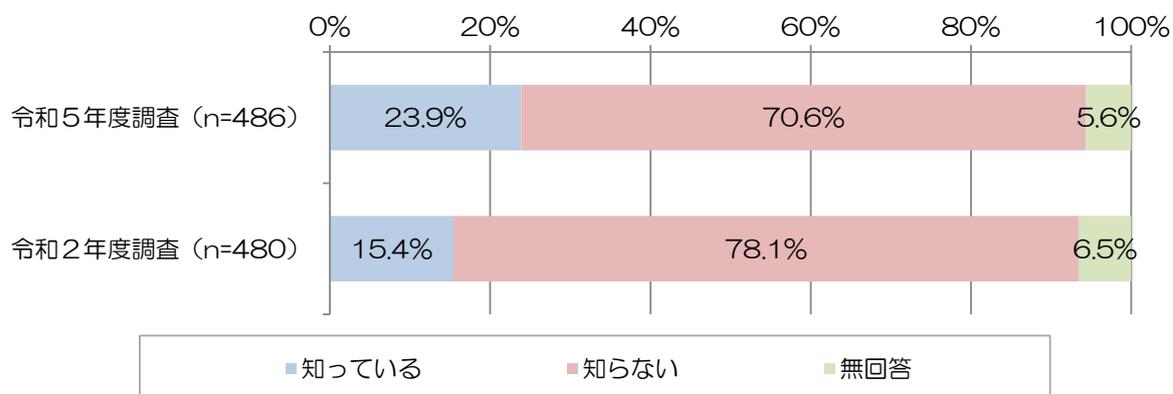
外出時の困りごとや外出しない理由について、「特にない」は34.4%にとどまっており、「何らかの外出時の困りごとや外出しない理由がある」割合が約6割に達しています。



※複数回答可

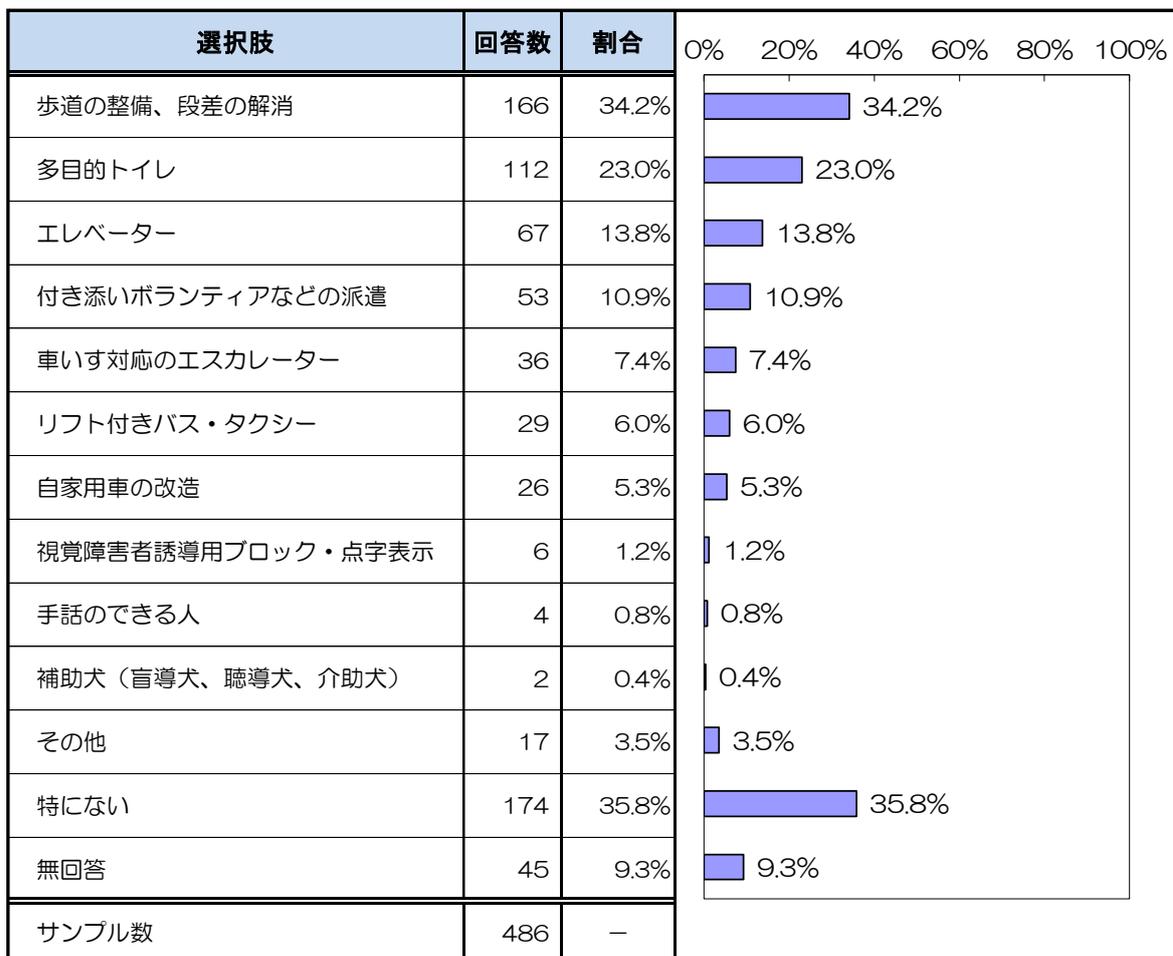
ウ) ヘルプカードの認知（障害者調査・障害児調査）

「知っている」と回答した割合は23.9%にとどまっていますが、前回調査と比べて上昇しています。



エ) 外出に関する必要な整備（障害者調査・障害児調査）

外出に関する必要な整備について、「特にない」が4割弱を占めていますが、具体的に整備してほしいものとしては、「歩道の整備、段差の解消」が34.2%と最も高く、次いで、「多目的トイレ」の23.0%の順となっています。

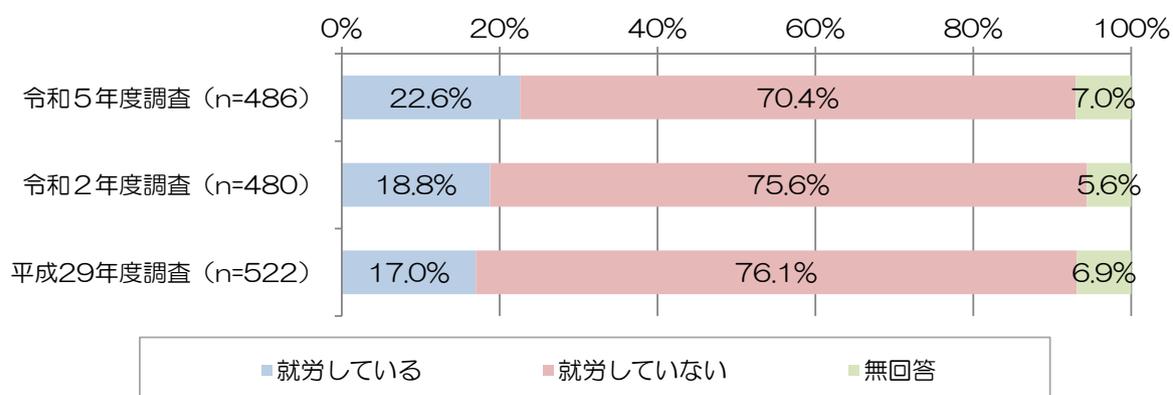


※複数回答可

④ 就労

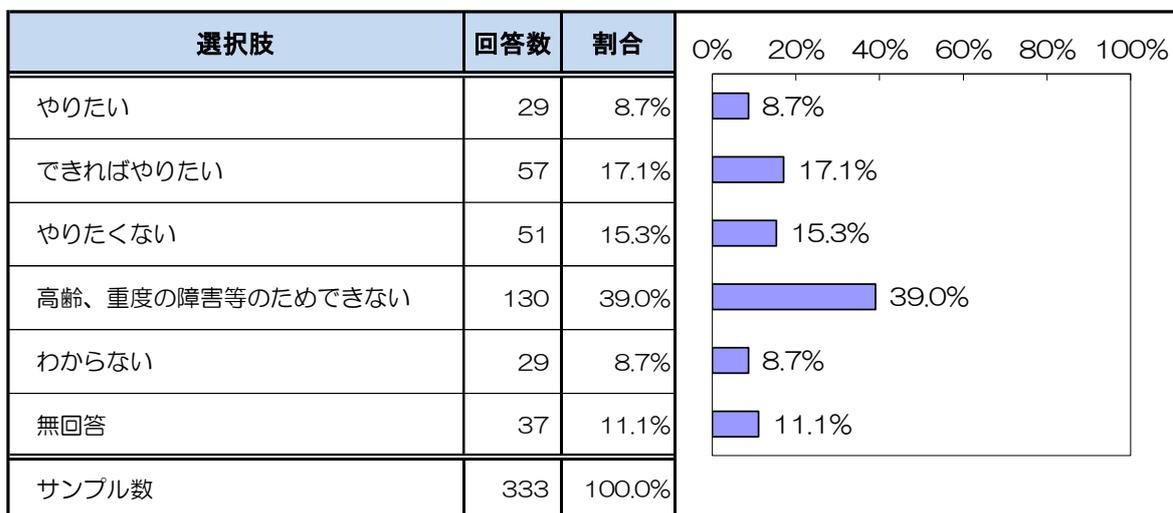
ア) 就労状況（障害者調査・障害児調査）

「収入を得て仕事をしている」と回答した割合は、前々回調査：17.0%，前回調査：18.8%，今回調査：22.6%となっており，過去の調査と比較して，収入を得て仕事をしている障害者の割合が上昇しています。



イ) 就労で収入を得ていない障害者の就労希望（障害者調査）

現在就労していない障害者について，「仕事をしたい」と回答した割合が25.8%となっており，障害者の就労希望を実現させることができる環境づくりが求められていると考えられます。



ウ) 必要な就労支援（障害者調査・障害児調査）

「職場の（上司や同僚の障害への）理解」が33.1%と最も高く、次いで、「短期時間勤務や勤務日数などの配慮」の29.2%、「通勤手段の確保」の28.6%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
職場の（上司や同僚の障害への）理解	161	33.1%	
短時間勤務や勤務日数などの配慮	142	29.2%	
通勤手段の確保	139	28.6%	
具合が悪くなったときに気軽に通院できること	129	26.5%	
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	96	19.8%	
職場で介助や援助などが受けられること	94	19.3%	
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	94	19.3%	
仕事についての職場外での相談対応、支援	81	16.7%	
在宅勤務の拡充	76	15.6%	
企業ニーズに合った就労訓練	49	10.1%	
その他	18	3.7%	
特に必要と思うものはない	115	23.7%	
無回答	68	14.0%	
サンプル数	486	—	

※複数回答可

⑤ 相談

ア) 相談相手（障害者調査）

悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親せき」が79.2%と最も高く、次いで、「友人・知人」の26.0%、「かかりつけの医師や看護師」の23.3%の順となっています。

「相談する相手がない」と回答した割合は2.9%にとどまっており、多くの障害者において「相談相手がいる」と考えられます。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
家族や親せき	351	79.2%	79.2%
友人・知人	115	26.0%	26.0%
かかりつけの医師や看護師	103	23.3%	23.3%
通所・入所施設の職員など	55	12.4%	12.4%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	44	9.9%	9.9%
市役所・保健所の窓口	33	7.4%	7.4%
ホームヘルパーなどサービス事業所の職員	28	6.3%	6.3%
近所の人	23	5.2%	5.2%
職場の上司や同僚	18	4.1%	4.1%
相談支援事業所	17	3.8%	3.8%
民生委員・児童委員	11	2.5%	2.5%
障害者団体や家族会	5	1.1%	1.1%
学校の先生	4	0.9%	0.9%
その他	16	3.6%	3.6%
相談する相手がない	13	2.9%	2.9%
無回答	10	2.3%	2.3%
サンプル数	443	—	

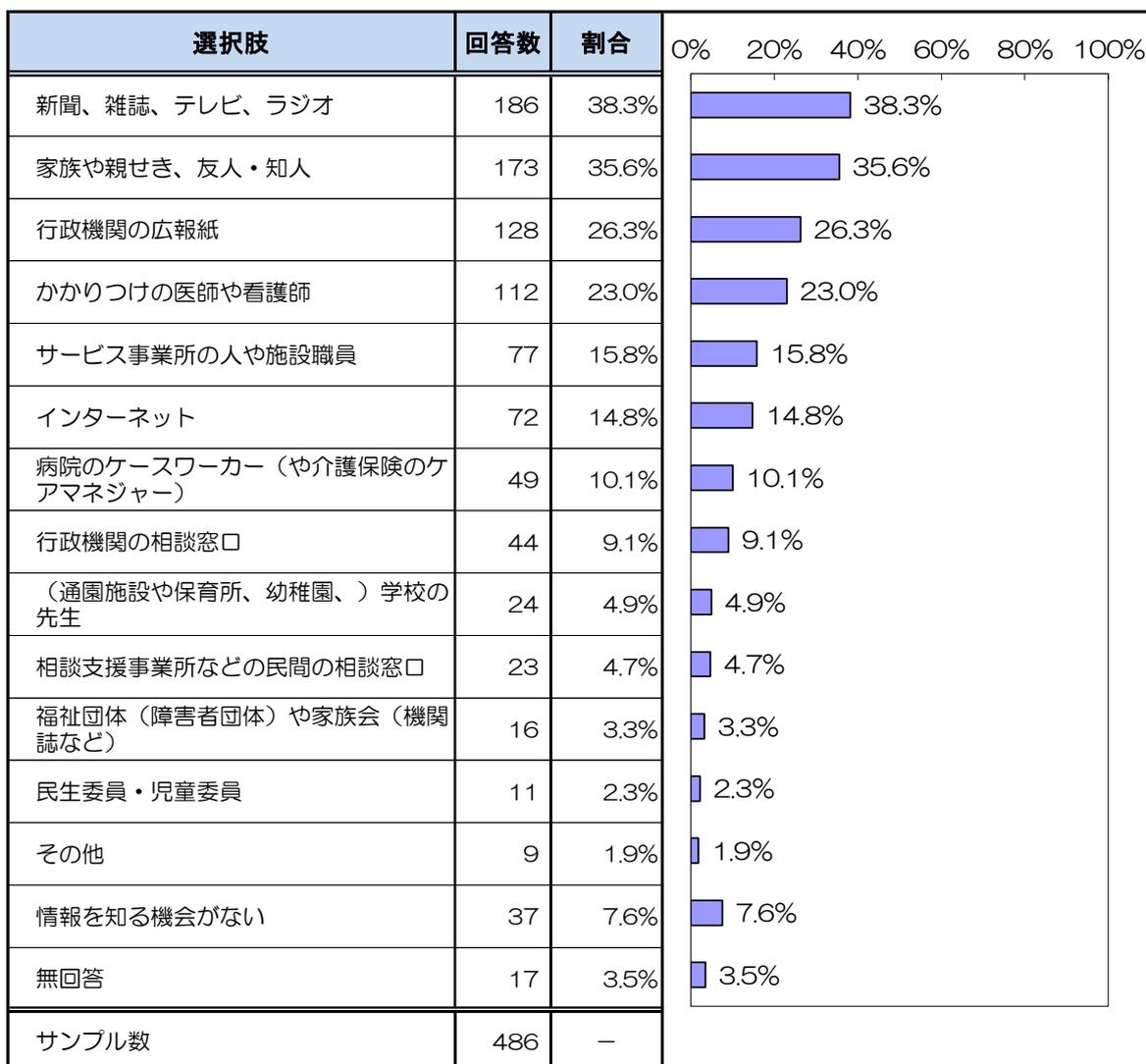
※複数回答可

⑥ 情報収集

ア) 障害や福祉サービスに関する情報を入手する手段（障害者調査・障害児調査）

「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ」が38.3%と最も高く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」の35.6%、「行政機関の広報紙」の26.3%の順となっています。

「情報を知る機会がない」と回答した割合は7.6%となっており、前回調査の8.1%と同程度の水準となっています。



※複数回答可

⑦ 障害福祉サービス等の利用

ア) 今後3年間の間に利用を希望する障害福祉サービス等（障害者調査・障害児調査）

「放課後等デイサービス」が60.5%と最も高く、次いで、「児童発達支援」の32.6%、「日常生活用具給付事業」の28.8%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
居宅介護（ホームヘルプ）	70	14.4%	14.4%
重度訪問介護	53	10.9%	10.9%
同行援護	44	9.1%	9.1%
行動援護	78	16.0%	16.0%
重度障害者等包括支援	63	13.0%	13.0%
短期入所（ショートステイ）	121	24.9%	24.9%
療養介護	83	17.1%	17.1%
生活介護	74	15.2%	15.2%
自立生活援助	95	19.5%	19.5%
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	105	21.6%	21.6%
就労選択支援	69	14.2%	14.2%
就労移行支援・就労定着支援	51	10.5%	10.5%
就労継続支援（A型、B型）	70	14.4%	14.4%
施設入所支援	57	11.7%	11.7%
共同生活援助（グループホーム）	61	12.6%	12.6%
地域移行支援・地域定着支援	94	19.3%	19.3%
児童発達支援	14	32.6%	32.6%
放課後等デイサービス	26	60.5%	60.5%
居宅訪問型児童発達支援	2	4.7%	4.7%
保育所等訪問支援	4	9.3%	9.3%
福祉型児童入所施設	2	4.7%	4.7%
医療型児童入所施設	1	2.3%	2.3%
コミュニケーション支援事業	28	5.8%	5.8%
日常生活用具給付事業	140	28.8%	28.8%
移動支援事業	108	22.2%	22.2%
地域活動支援センター事業	82	16.9%	16.9%
日中一時支援事業	73	15.0%	15.0%
訪問入浴サービス事業	72	14.8%	14.8%
サンプル数	486/43	-	

※複数回答可。18歳未満を対象とするサービス（網掛け部分）については、障害児調査の回答割合を示している

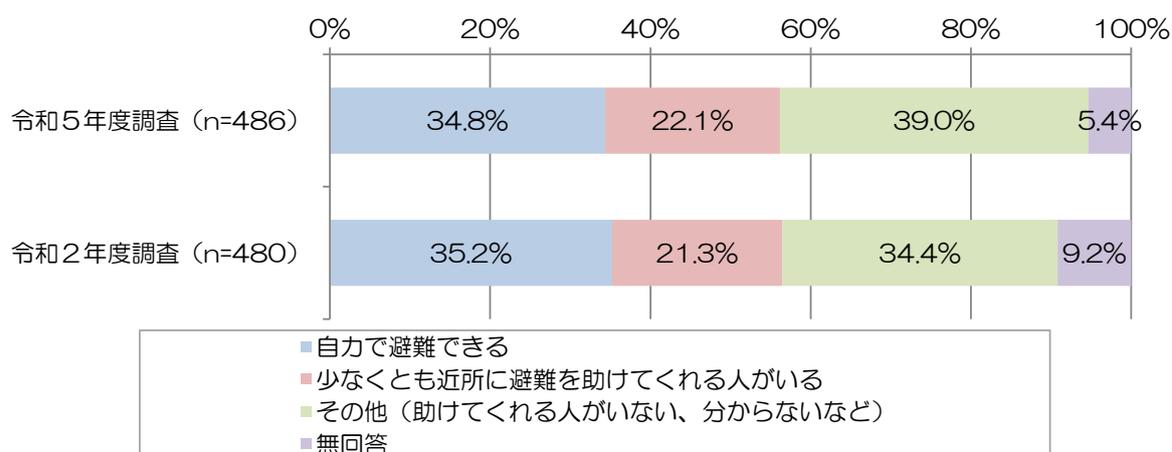
⑧ 災害時の避難

ア) 避難の可否（障害者調査・障害児調査）

「自力で避難ができるか」及び「家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所に助けしてくれる人がいるか」についてそれぞれ尋ね、回答結果を集約しました。

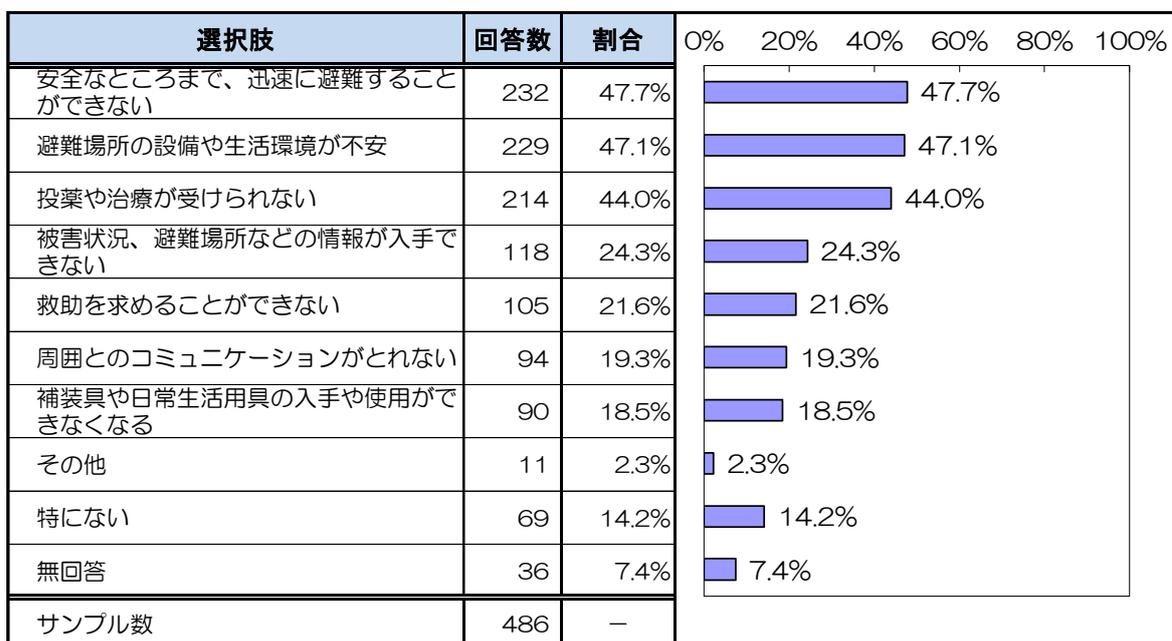
「自力で避難できる」もしくは「少なくとも近所に避難を助けてくれる人がいる」と回答した割合は56.9%となっており、「家族が不在の場合や一人暮らしの場合に避難が可能」といえない「その他」に該当する人も39.0%に達しています。

災害時の避難行動が難しい障害者等が確実に避難することができる体制の整備を推進することが必要であると考えられます。



イ) 災害に関する困りごと（障害者調査・障害児調査）

「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.7%と最も高く、次いで、「避難場所の設備や生活環境が不安」の47.1%、「投薬や治療が受けられない」の44.0%の順となっています。



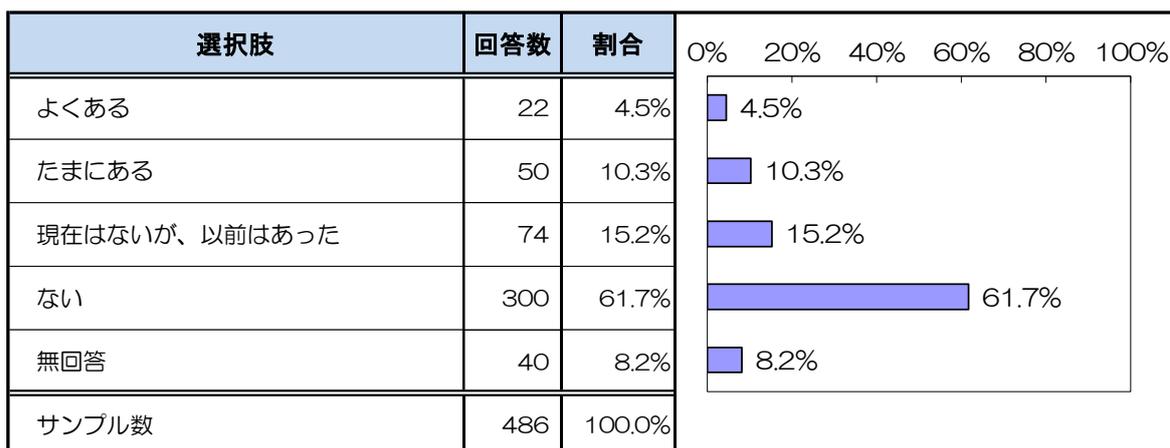
※複数回答可

⑨ 権利擁護

ア) 差別等を受けた経験の有無（障害者調査・障害児調査）

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）経験について、「ない」と回答した割合は61.7%にとどまっており、「ある」と回答した割合は3割に達しています。

また、「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合も、14.8%となっており、現在においても差別を受けたり嫌な思いをしている障害者がいることから、これらを防止に資する取組の推進が求められています。



イ) 差別等を受けた場所（障害者調査・障害児調査）

障害者調査では、「外出中（店舗・飲食店など）」が52.8%と最も高く、次いで、「住んでいる地域」の37.7%、「学校・職場」の32.1%の順となっています。

障害児調査では、「外出中（店舗・飲食店など）」が73.7%と最も高くなっています。

両調査において、「外出中（店舗・飲食店など）」の割合が最も高くなっていることも踏まえ、事業者等を中心に、障害に関する周知・啓発を推進していくことが求められています。

・ 障害者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
外出中（店舗・飲食店など）	28	52.8%	
住んでいる地域	20	37.7%	
学校・職場	17	32.1%	
仕事を探するとき	13	24.5%	
病院	12	22.6%	
その他	5	9.4%	
無回答	1	1.9%	
サンプル数	53	—	

※複数回答可

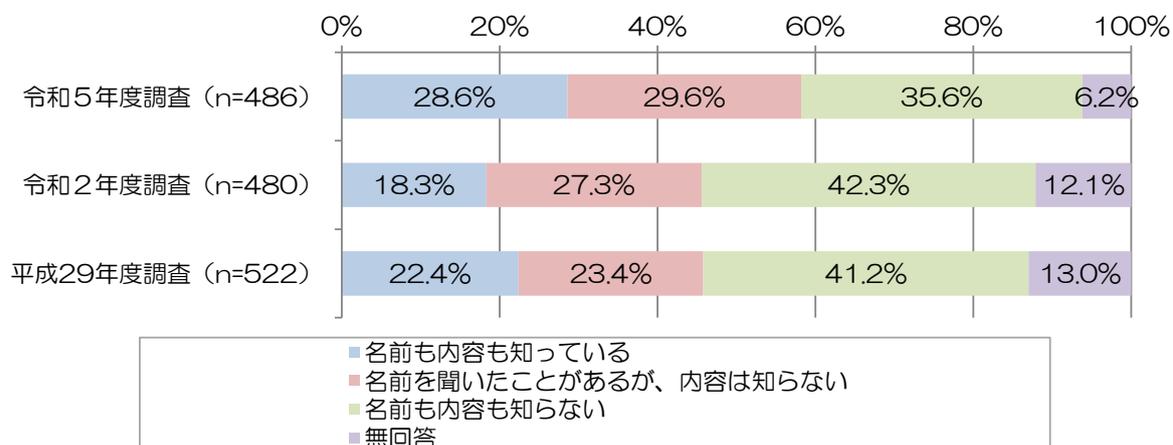
・ 障害児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
外出中（店舗・飲食店など）	14	73.7%	
お子さんが通う学校・仕事場	5	26.3%	
病院	5	26.3%	
住んでいる地域	5	26.3%	
家族が仕事を探するとき	3	15.8%	
家族が通う学校・仕事場	2	10.5%	
その他	2	10.5%	
無回答	1	5.3%	
サンプル数	19	—	

※複数回答可

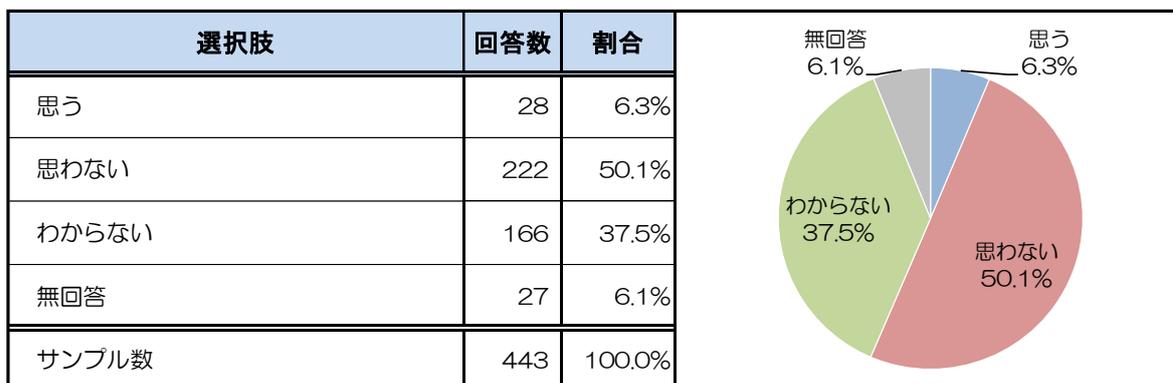
ウ) 成年後見制度の認知（障害者調査・障害児調査）

「名前も内容も知っている」と回答した割合は、前々回調査：22.4%、前回調査：18.3%、今回調査：28.6%となっており、過去の調査と比較して、認知度が上昇している状況が見受けられますが、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を含めても、その割合は6割弱にとどまっていることから、今後も制度の周知に取り組んでいく必要があると考えられます。



エ) 成年後見制度の利用意向（障害者調査）

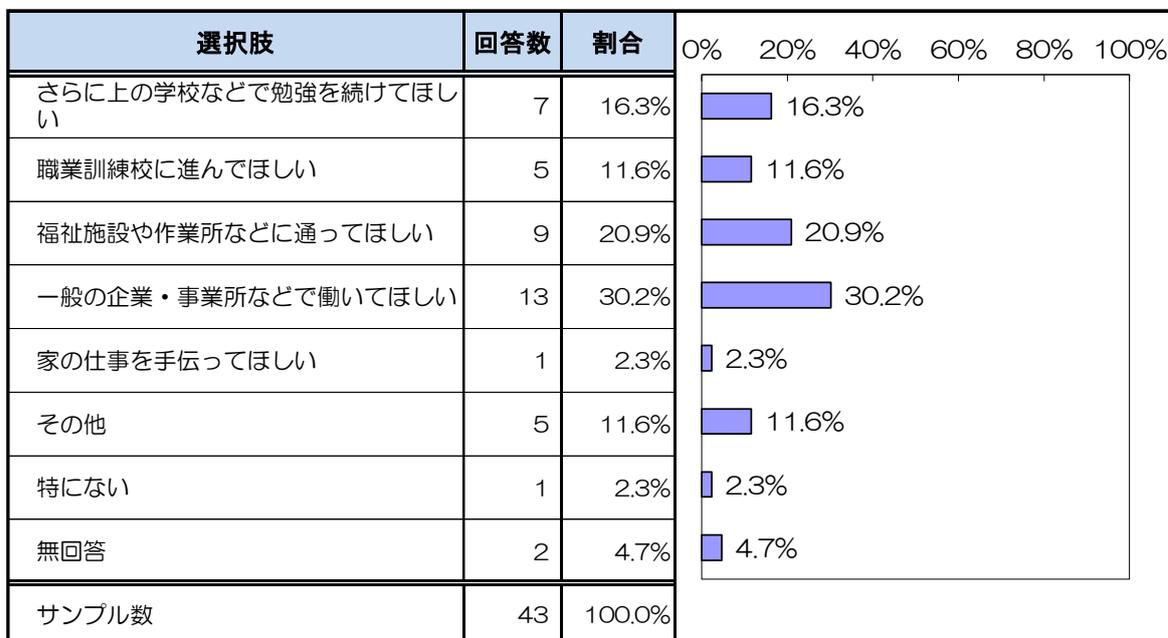
「今後3年以内に成年後見制度を利用したいと思うか」について、「思う」が6.3%、「思わない」が50.1%、「わからない」が37.5%となっています。



⑩ 障害児の将来について

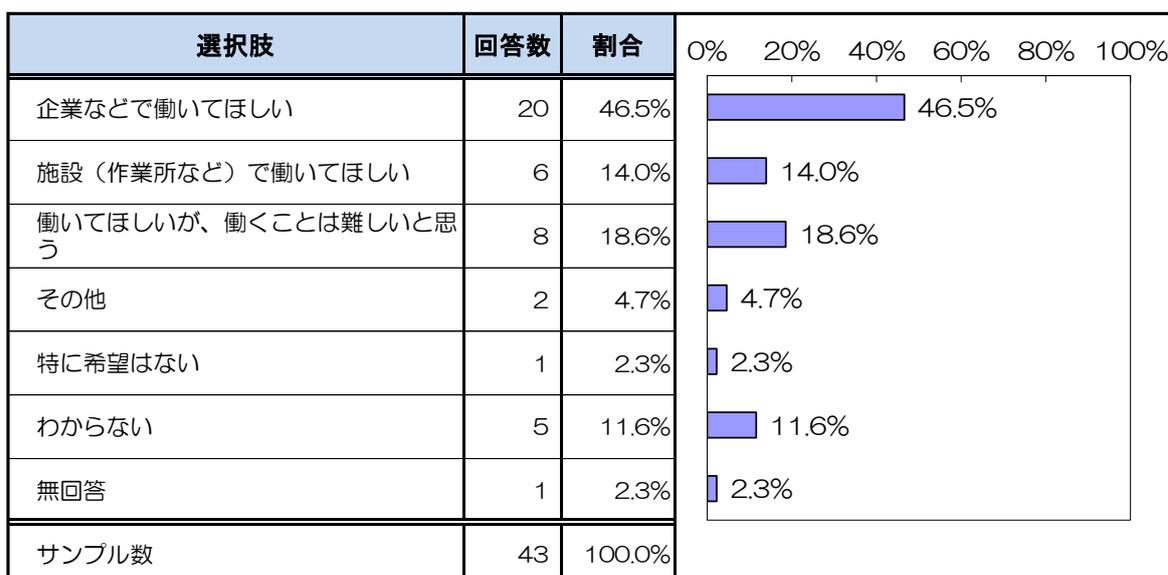
ア) 中学・高校等の卒業後の進路希望（障害児調査）

「一般の企業・事業所などで働いてほしい」が30.2%と最も高く、次いで、「福祉施設や作業所などに通ってほしい」の20.9%、「さらに上の学校などで勉強を続けてほしい」の16.3%の順となっています。



イ) 将来的な就労希望（障害児調査）

「企業などで働いてほしい」が46.5%と最も高く、次いで、「働いてほしいが、働くことは難しいと思う」の18.6%、「施設（作業所など）で働いてほしい」の14.0%の順となっています。



⑪ 行政などの取組について

ア) 障害者にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと(障害者調査・障害児調査)

「相談支援体制の充実」が43.8%と最も高く、次いで、「行政からの情報提供の充実」の38.9%、「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」の35.4%の順となっており、これらの施策を中心に障害者施策の推進を図ることが求められています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
相談支援体制の充実	213	43.8%						
行政からの情報提供の充実	189	38.9%						
救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実	172	35.4%						
各種手当の支給や生活資金の貸付などの経済的支援の充実	161	33.1%						
リハビリや訓練のための通所サービスの充実	155	31.9%						
居宅介護や生活介護などの在宅サービスの充実	148	30.5%						
障害児に対する早期療育の充実	140	28.8%						
道路や公共施設、交通機関などのバリアフリー化の推進	132	27.2%						
能力に応じた職業訓練や職場定着支援などの就労支援の充実	130	26.7%						
障害児の個性を生かした保育・教育の充実	129	26.5%						
住宅改造に対する助成や障害者等向け住宅整備の充実	127	26.1%						
生活の場としての福祉施設の充実	126	25.9%						
障害に対する理解を深めるための啓発や相互交流の促進	115	23.7%						
防犯・防災・交通安全対策の充実	111	22.8%						
地域生活を支えるボランティアの育成	92	18.9%						
スポーツ・文化活動への参加につながる取組の充実	69	14.2%						
ガイドヘルパーなどの外出支援や手話通訳・要約筆記などのコミュニケーション支援の充実	61	12.6%						
その他	7	1.4%						
特に必要だと思わない	39	8.0%						
無回答	50	10.3%						
サンプル数	486	—						

※複数回答可

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第二次指宿市総合振興計画（平成28年度～令和7年度）は、基本理念として「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を掲げ、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことを重視した新しいまちづくりを進めています。

第二次指宿市総合振興計画後期基本計画においては、障害福祉に関して、「障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関・団体が相互に連携し、地域で障害者の生活を支えることのできる体制を充実させる」こと、また、「障害者の経済的な支援対策として、必要な医療費助成ができるよう、障害者の福祉の向上を図る」ことを基本方針として定めています。

本計画においては、第二次指宿市総合振興計画を基本としつつ、障害者等が社会のあらゆる分野での参加を保障され、平等な社会が実現されることをめざす「完全参加と平等」を基本とし、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、「ノーマライゼーション」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）をめざすという前期計画の考え方を継承し、本計画における基本理念についても、前期計画同様、「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」と定めます。

基本理念

住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして

2 施策の方針

基本理念の実現を目指して本市で取り組む障害者施策の基本的な方向として、施策の方針を次のように定めます。

(1) 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理等のハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります。

ハード面においては、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進します。

ソフト面においては、地域社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業や市民団体等の取組を積極的に支援します。

(2) 利用者本位の支援

住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者等のニーズに対応して、ライフサイクルの全段階を通じた総合的かつ適切な支援に努めます。

支援の実施にあたっては、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、相談や利用援助等の体制づくりを推進します。

また、利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、地元企業等の活用を含め、関係機関・団体等と連携・協力して、サービス供給主体の拡充を図ります。

さらに、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団体との連携協力を推進します。

(3) 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

個々の障害や生活環境に対応したニーズを的確に把握し、障害者の特性に応じた適切な施策を推進します。

(4) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害種別等によりサービス水準の格差が生じないように、計画的・総合的に施策を推進するほか、効果的な相談支援体制及びサービス提供体制の整備に努めます。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者や児童等に関する他の計画との整合性に留意し、教育や福祉、医療、雇用・就業等の関係機関との緊密な連携を図ります。

(5) 地域共生社会をめざして

福祉ニーズの多様化や複雑化とともに、人口減少が進む中、新しい地域福祉の概念である、障害者や高齢者・子ども等のすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会「地域共生社会」を目指して、他人事になりがちな福祉をはじめとした地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組みを作っていくとともに、地域住民の福祉活動への支援や公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を図ります。

3 障害者計画における施策体系

基本理念・施策の方針	基本目標	施策項目
<p>【基本理念】 住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして</p> <p>【施策の方針】 (1)社会のバリアフリー化の推進 (2)利用者本位の支援 (3)誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり (4)総合的かつ効果的な施策の推進 (5)地域共生社会をめざして</p>	1 啓発・広報	(1) 啓発・広報の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流活動の推進 (4) ボランティア活動の推進
	2 生活支援	(1) 生活支援体制の整備 (2) 在宅支援の充実 (3) 施設支援の充実
	3 生活環境	(1) 建築物等の整備 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 防犯・防災体制の充実
	4 保健・医療	(1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療 (2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健・医療施策の充実
	5 教育・療育	(1) 幼児教育の充実 (2) 学校教育の充実
	6 雇用・就業	(1) 一般就労に対する支援 (2) 雇用の推進 (3) 就労継続支援事業の利用促進
	7 情報・コミュニケーション	(1) 多様な手段による情報提供の推進 (2) 意思疎通支援体制の充実
	8 権利の擁護	(1) 差別や偏見のない明るい社会づくり (2) 障害者の権利の擁護 (3) 虐待の防止
	9 文化芸術活動, スポーツ・レクリエーション	(1) 文化芸術活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーションの推進

第4章 障害者計画

第4章 障害者計画

1 啓発・広報

【現状と課題】

障害のある人をはじめ、誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障害について正しい知識を広めるとともに、障害者に対する理解を深めていくことが重要です。

しかし、障害者アンケート調査においては、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)経験について、「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合が14.8%となっており、障害者が差別を受けたり嫌な思いをするケースが発生しています。

今後、障害のある人とのふれあいや交流のさらなる促進、様々な機会における啓発・広報活動のさらなる充実を図っていくことが求められています。

【施策の方針】

ノーマライゼーションの理念の浸透をめざし、「社会参加と共生」の視点に立って、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図ります。

また、障害者と地域との交流や、障害者の社会参加を促進するための環境づくりとして、ボランティアの育成等に努め、ボランティア活動を推進します。

【基本施策】

(1) 啓発・広報の推進

施策項目	施策の内容
①啓発・広報の充実	障害のある人が、住みなれた地域で、人として尊重され、障害があってもなくても生き生きと生活できるよう、講演会の開催等を通じた、障害理解に向けた啓発を行っていますが、感染症拡大等の影響を受け、地域住民との交流や各種行事等への障害者等の参加が減少しています。 感染症の状況を踏まえつつ、障害や障害者への一層の理解促進、地域住民との交流促進、各種行事等への障害者等の参加や地域住民との交流促進等を図ります。
②障害者週間の啓発の推進	障害者週間(毎年12月3日～9日)を特に障害に関する周知啓発に取り組む期間として、広報紙を通じた障害への理解促進を図っています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(2) 福祉教育の推進

施策項目	施策の内容
①学校教育における福祉教育の推進	身体障害者福祉協会から学校へ人材を派遣し、手話講習会の開催、視覚障害者の手引きの実演、視覚障害者の疑似体験や車いす体験等を行い、障害者との交流や障害福祉の理解と知識を深めることに努めています。 今後も、これまでの取組を継続しながら、福祉教育の充実を図ります。

(3) 交流活動の推進

施策項目	施策の内容
①地域交流の推進	障害及び障害者に対する理解及び障害者の社会参加の促進を図るため、関係団体等と連携した各種教室の開催や行事参加の勧奨等により、地域との交流を推進しています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(4) ボランティア活動の推進

施策項目	施策の内容
①ボランティア養成講座の開催	音訳・手話・要約筆記・朗読奉仕員の養成研修を行い、障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等に対する支援者の育成に努めています。 今後も同様の研修を計画的に継続して実施します。
②ボランティア情報の提供	広報紙の掲載等により、ボランティア登録団体やボランティア養成講座の開催等に関する情報の周知に努めています。 今後も、広報紙等を活用した情報提供に努めます。
③地域ネットワーク等の活用	在宅福祉アドバイザーや民生委員の声掛けや安否確認等による、みんなで支え合う地域づくりを推進しています。 活動に際して、障害部会所属の民生委員に対する研修会開催による理解促進も図っています。 今後も、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

2 生活支援

【現状と課題】

障害者等が地域で自立した生活を営むためには、行政や地域による様々な支援体制が地域に構築されている必要があります。

特に、施設入所している障害者等が地域に移り住むための支援体制の構築は、重要な課題となっています。

障害者は心身の状態により、食事、排せつ、入浴、服薬、外出等のさまざまな生活支援を必要としますが、高齢化等の様々な困難を抱える家族が障害者の生活支援を担っている状況もあります。

このため、地域全体で障害者や家族を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

市や障害者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体、地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障害者等の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

【施策の方針】

障害者が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、障害者の自立した生活を支える体制の整備や在宅支援の充実に努めるとともに、市や関係団体等と連携し、障害に応じた施設整備の充実に努めます。

【基本施策】

(1) 生活支援体制の整備

施策項目	施策の内容
①地域福祉の推進	民生委員や在宅福祉アドバイザーの訪問による安否確認や福祉情報の提供が行われています。 民生委員に対しては、障害部会所属の民生委員に対する障害福祉に係る制度の説明や施設見学等研修を毎年実施し、障害に対する理解促進を図っています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

施策項目	施策の内容
②相談支援体制の充実	<p>障害者が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、情報提供や相談支援事業の充実を図っています。</p> <p>相談支援に係る中核機関としての役割を担う基幹相談支援センターについて、南薩圏域での設置を目指していましたが、関係自治体と協議を行った結果、設置が見送られ、本市単独での設置についても、費用面や人材確保に係る問題が生じています。</p> <p>今後は、基幹相談支援センターに関する他市の動向を確認しながら、相談支援事業の在り方と併せて、どのような相談支援体制としていくか検討します。</p>
③医療費助成および諸手当の支給	<p>障害者に対する経済的支援策である医療費の助成および諸手当の支給を、制度の周知と適正な支給に努めながら実施しています。</p> <p>今後も、福祉の向上を図るため、経済的支援策として実施します。</p>
④障害者等の施設退所後の生活支援の実施	<p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者が一人暮らしを希望する場合には、定期的に居宅を訪問し、支援を行うこととしていますが、近年においては、対象者がいない状況にあります。</p> <p>今後も、在宅生活を支援するため、必要に応じた支援の提供に努めます。</p>

(2) 在宅支援の充実

施策項目	施策の内容
①在宅支援事業の充実	<p>障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の充実を図るとともに、手帳交付時や窓口来庁時に相談に対応し、個々の必要性に応じた障害福祉サービスの提案を行うなど、適切な利用促進に努めています。</p> <p>今後も、安心して家庭や地域で生活を送ることができるよう支援するため、各事業の充実と適切な利用促進に努めます。</p>
②障害児支援の充実	<p>関係機関との連携を図りながら、障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）の充実等による障害児支援体制の強化に努めています。</p> <p>今後も、関係機関との連携を図りながら、療育の場の提供や地域における療育の支援体制の充実を図っていくことで、障害児支援の充実を図ります。</p>

施策項目	施策の内容
③福祉用具の給付・貸与等の実施	<p>障害者の自立生活を支援するため、身体的機能を補い、身辺の処理や移動等の日常生活を容易にする補装具・日常生活用具の給付・貸与等を行っており、手帳交付時等に利用可能なサービスの案内を行っています。</p> <p>今後も、必要に応じた適切な給付・貸与等の実施に努めます。</p>

(3) 施設支援の充実

施策項目	施策の内容
①障害者の就労継続支援施設等の整備	<p>就労継続支援施設について、市内 12 事業所が整備されており、利用者の需要におおむね対応できている状況にあります。</p> <p>必要に応じた事業所に対する支援等により、サービスの質の向上に努めます。</p>
②生活の場の確保	<p>関係団体と連携しながら、民間によるグループホーム等の居住場所の設置に努めていますが、前期計画期間中における新設はありませんでした。</p> <p>今後も、関係団体等と連携しながら、障害者が安心して生活を送るための居住場所の確保に努めます。</p>
③福祉施設における地域住民等との交流の推進	<p>福祉施設と地域の結びつきを深めるため、地域行事への参加やボランティア活動、物販活動等を通じた交流促進に努めていますが、感染症拡大の影響を受け、地域行事等の開催数が以前と比べて減少している状況にあります。</p> <p>今後も、福祉施設における地域住民等との交流促進を図ります。</p>

3 生活環境

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅を確保するとともに、障害者の日常生活や社会生活において、自由な活動を制約している様々な障壁を取り除くことが重要です。

そのためには、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を促進し、障害者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを市民と一体となって推進していくことが必要となります。

また、近年、多発する地震、台風、豪雨等の自然災害や火災、事故等に対し、障害者の安全を確保するためには日頃の備えが重要です。

そのためには、障害者それぞれの障害の状態や生活の実態等に応じて、緊急時の救助・救援体制や避難誘導體制、避難経路・避難場所の確保等について、整備・訓練しておくことが必要です。

さらに、悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の高齢者等を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルが増えていることから、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、犯罪やトラブルの未然防止に努めるとともに、障害者に対する注意喚起や情報提供、相談体制の充実等を通して、障害者が地域社会で安心して生活できる生活環境づくりを推進していくことが重要です。

【施策の方針】

障害者が自分の意思で自由に行動し、社会参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図るため、建物や道路等の公共的施設のバリアフリー化等による、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障害者を災害・犯罪・事故等から守るため、地域ぐるみの防災・防犯体制の整備、その他防災・防犯・事故防止対策等を推進します。

【基本施策】

(1) 建築物等の整備

施策項目	施策の内容
①公共施設等におけるバリアフリー化の推進	市役所庁舎、公民館、図書館、公園、文化・スポーツ施設等の公共施設における段差解消等のバリアフリー化により、障害者等の移動に配慮した移動しやすいよう配慮したまちづくりを推進しています。 今後は、公共交通機関のバリアフリー化等の障害者等の移動に配慮した環境整備に関する周知の強化を図ります。

施策項目	施策の内容
②住宅環境の整備	住宅に関する各種制度についての情報提供や相談対応を行うとともに、住宅改修費の助成等の支援を行っています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(2) 移動・交通対策の推進

施策項目	施策の内容
①道路・交通環境の整備	障害者を含む市民全体の移動ニーズを踏まえた道路環境や公共交通網の整備を図っています。 今後も、障害者を含む市民全体の移動ニーズへの対応に努めるなど、安心安全に屋外での移動ができる環境を整備することにより、社会参加の促進を図ります。
②移動に関する各種支援策の実施	障害者の屋外での移動を支援するため、移動支援事業や自動車改造費助成事業、福祉有償運送等の各種支援策を実施しています。 今後もこれらの事業を継続して実施します。

(3) 防災・防犯体制の充実

施策項目	施策の内容
①防災体制の充実	「指宿市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、自主防災組織の整備をはじめとする、地域の防災体制整備の推進に努めています。 令和5年2月には、障害者を含む、災害時等における避難について支援を必要とする「避難行動要支援者」に対する支援体制の確保を図るため、指宿市避難行動要支援者名簿登録実施要綱を制定しました。 緊急時に障害に応じた適切かつ迅速な対応を行うことができるよう、関係機関・団体と連携を図りながら、自主防災組織の整備や情報共有体制の構築等による緊急時における支援体制の確保に努めます。
②交通安全・防犯対策の推進	警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、交通安全・防犯対策の充実に努めています。 今後も、関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全・防犯対策の推進を図ります。

施策項目	施策の内容
③消費生活対策の推進	<p>消費生活センターや法テラス、警察等の関係機関と連携し、消費生活に関する情報収集を行った上で、市広報紙やホームページ等を活用した情報提供に努めています。</p> <p>また、消費生活相談員を中心に、個々の相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた支援を行っています。</p> <p>今後も、消費者被害から守るため、関係機関と連携を図りながら、消費生活に係る情報提供や相談支援等を継続して実施します。</p>

4 保健・医療

【現状と課題】

障害の原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医療や医学的リハビリテーションの提供体制を充実する必要があります。

また、障害者の高齢化が進む中で、生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実とともに、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障害については、社会生活からのストレス等が原因となっているケースも多くみられることから、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

障害児については、早期発見から円滑に療育につなげていくことが障害の重度化を防ぐために重要であり、関係機関と連携を図りながら、障害の早期発見・早期療育に努めていく必要があります。

【施策の方針】

障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期対応が重要であることから、保健サービスや医療、医学的リハビリテーション等の提供体制の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

また、精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

障害児については、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。

【基本施策】

(1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

施策項目	施策の内容
①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見の推進	定期健診等の適切な実施や各種教室等の開催，健康相談の実施等により，疾病等の予防・早期発見に努めています。 今後も，障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療につながるよう，各種定期健診や健康相談等を実施するとともに，疾病に対する正しい知識や予防対策の普及啓発に努めます。
②障害児における障害の早期発見・早期療育の推進	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療につながるよう，各種定期健診や健康相談等を実施し，関係機関と連携の上，障害の早期発見に努めています。 今後も，障害の早期発見・早期療育につなげるため，関係機関と連携しながら，あらゆる機会を活用した障害の早期発見と障害に対する理解促進に努めます。
③障害の原因となる疾病等の早期治療の推進	疾病等に対する適切な治療が受けることができるよう，育成医療の実施等を行っています。 今後も，必要に応じて関係機関と連携しながら，適切な対応・支援を行い，疾病等に対する適切な治療が受けることができるよう努めます。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

施策項目	施策の内容
①障害に対する医療・医学的リハビリテーションの提供	障害の軽減や重度化防止が期待される治療やリハビリテーションについて，医師会等との連携を図りながら，適切な医療・医学的リハビリテーションの提供及びサービス提供体制の確保に努めています。 今後も医師会等との連携を図りながら，必要なサービス提供体制の確保に努めます。
②障害に対する保健サービスの提供	障害者の健康の保持増進を図るため，保健・福祉分野の連携を図りながら，保健サービスの提供に努めています。 保健・福祉分野の連携を図りながら，保健サービスの充実に努めます。

(3) 精神保健・医療施策の充実

施策項目	施策の内容
①心の健康づくりの推進	ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、広報紙への掲載やゲートキーパー養成講座の実施等による正しい知識の普及啓発に努めています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。
②精神障害者の地域生活移行への支援	共同生活援助（グループホーム）や在宅福祉サービスの充実等により、地域生活への移行を支援しています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

5 教育・療育

【現状と課題】

近年、障害は重度化・重複化・多様化しており、障害の種類や程度等に応じて、乳幼児期から一貫した教育や療育を提供するとともに、障害児やその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

また、学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障害児が地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実を図っていく必要があります。

【施策の方針】

障害児のニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が提供できる体制を確保するとともに、障害児やその保護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、学校教育においては、ハード面・ソフト面の整備による教育環境の充実とともに、障害のない子どもたちや教員の障害への理解の浸透を図ることで、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み（インクルーシブ教育システム）づくりを継続して推進します。

【基本施策】

(1) 幼児教育の充実

施策項目	施策の内容
①障害児保育の充実	<p>関係機関と連携を図りながら、障害のある乳幼児のニーズや特性に応じ、きめ細やかな保育が行えるよう支援体制の強化に努めています。</p> <p>身近な地域で保育が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。</p>
②療育の充実	<p>障害のある乳幼児または発達障害が疑われる乳幼児の生活能力の向上等を図るとともに、保護者に対する支援を行う「児童発達支援」の充実に努めており、令和5年11月時点で本市内に4事業所が開設されています。</p> <p>また、支援が必要な児童が適切に療育（児童発達支援のサービス利用）を受けられるよう、保護者等に対する理解促進にも努めています。</p> <p>今後も、児童発達支援の充実に努めるとともに、療育に対する保護者等の理解促進に努めます。</p>
③障害児就学相談の充実	<p>障害を克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、庁内連携や県の機関等との連携を図りながら、巡回教育相談・訪問教育相談を実施しています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施することにより、相談支援体制の充実を図ります。</p>

(2) 学校教育の充実

施策項目	施策の内容
①特別支援教育の充実	<p>就学前から学校卒業後までの一貫した教育支援体制の構築を図るため、特別支援を要する児童生徒に対する教育的ニーズに応じた適切な支援及び相談・支援体制の充実に努めています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施します。</p>
②就学相談や指導体制の充実	<p>関係機関と連携を図りながら、適正な療育・就学・進路指導に努めています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施します。</p>
③障害への理解を深めるための教育の推進	<p>障害者や障害についての理解を深めるため、交流・共同学習を推進しています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施します。</p>

施策項目	施策の内容
④障害児の受入体制の整備	<p>障害のある児童生徒を受け入れるため、移動等に配慮した学校施設の整備等に努めています。</p> <p>今後も、障害に応じた受入体制の整備に努めます。</p>
⑤教員の資質の向上	<p>障害のある児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、研修会や講習会を開催し、障害に対する知識を深めることにより、指導力の向上を図っています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施します。</p>
⑥放課後等デイサービスの充実	<p>学校に通っている障害児に対し、生活能力の向上のための訓練等を行う放課後等デイサービスを実施し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等に取り組むことで、子どもたちが意欲的で安定した生活を送られるよう支援するとともに、保護者の悩みを受け止め、相談し合う場を持つなどの保護者に対する支援を行っています。</p> <p>令和5年11月時点で本市内に5事業所が開設されています。</p> <p>今後も、学校に通っている障害児の生活能力の向上等を図るとともに、保護者に対する支援を行うため、サービスの提供体制の充実に努めます。</p>

6 雇用・就業

【現状と課題】

障害者がその適性と能力に応じて就業し、社会経済活動に参加することは、地域社会において自立した生きがいのある生活を送る上で重要な意義を持っています。

障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、その能力に応じて適切な職業に従事できるよう、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導・訓練及び職業紹介等の支援を図るとともに、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

【施策の方針】

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適性に則した雇用機会の確保、就労環境の整備を推進します。

また、障害者の雇用の推進にあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障害者の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用を推進します。

【基本施策】

(1) 一般就労に対する支援

施策項目	施策の内容
①一般就労を希望する障害者への支援体制の確保	一般就労を希望する障害者の意向を踏まえ、必要に応じた関係機関等との連携により、就業を支援する体制づくりに努めます。 今後も、障害者の就労希望実現のため、関係機関等との連携による就業支援に努めます。
②入所から一般就労への移行支援	障害者が身近な地域で就労移行支援を利用し、一般就労への移行につながるよう、関係機関等との連携強化を図っています。 今後も、関係機関等との連携強化を図ります。

(2) 雇用の推進

施策項目	施策の内容
①職場環境の改善	障害者が働きやすい職場環境づくりのためには、事業者への啓発等が必要ですが、啓発等が十分に行えていない状況にあります。 今後は、障害者が働きやすい職場環境整備に関する働きかけを実施します。
②障害者雇用率制度の活用	障害者雇用が広がるためには、事業者への働きかけ等が必要ですが、公共職業安定所等の関係機関と情報交換等を通じた連携は図られているものの、障害者雇用拡大に関する事業者への働きかけには至っていない状況にあります。 公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、障害者雇用拡大に関する事業者への働きかけに努めます。
③公的機関における障害者雇用の促進	「障害者活躍推進計画」に基づき、一機関としての障害者雇用の促進に努めており、おおむね法定雇用率を上回る雇用ができています。 今後も、「障害者活躍推進計画」に基づいた障害者雇用の促進を図るとともに、社会福祉法人等における障害者雇用の促進を図ります。
④雇用の場における障害者の人権擁護	企業等において、障害を理由とした人権侵害を受けることがないように、ポスターやチラシの設置等による広報・啓発に努めています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(3) 就労継続支援事業の利用促進

施策項目	施策の内容
①就労継続支援事業A型の実施	就労継続支援事業A型とは、実際に通常の事業所で働きたい障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援等を行うサービスです。 今後も、一般就労につながるよう、サービス提供事業所と連携しながら、サービス提供体制の充実と強化、サービスの利用促進に努めます。
②就労継続支援事業B型の実施	就労継続支援事業B型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業所と連携しながら、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

7 情報・コミュニケーション

【現状と課題】

情報通信技術（IT）の発達は、障害者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進等に寄与することが期待されています。

情報提供にあたっては、情報通信技術（IT）を活用した情報の提供も含め、障害の特性に応じた様々な手段による情報提供を行い、情報格差が生じることがないように努める必要があります。

また、聴覚障害者や視覚障害者等のコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対しては、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、コミュニケーション支援の充実を図ることが求められています。

【施策の方針】

障害の有無に関わらず、情報通信技術（IT）の発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害の特性に対応した情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ります。

【基本施策】

(1) 多様な手段による情報提供の推進

施策項目	施策の内容
①ホームページのバリアフリー化の推進	障害者等のアクセシビリティ（閲覧保障性）を確保するため、ホームページに文字拡大や音声機能等の機能を付与しています。 今後も、これらの機能を維持し、アクセシビリティの確保に努めます。
②障害の特性に対応した情報提供の充実	障害者に対して、地域生活をする上で必要な情報提供を行うため、市の広報紙等の音訳・点訳を実施しています。 今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(2) 意思疎通支援体制の充実

施策項目	施策の内容
①意思疎通支援事業の推進	手話、点訳、音訳、要約筆記等の奉仕員養成研修を実施するとともに、奉仕員の派遣等を行い、聴覚障害者や視覚障害者等の生活上の支援を行っています。 また、手話通訳者を各庁舎に配置し、来庁した障害者に対する支援を行っていますが、手話通訳者の後継者不足が課題として生じています。 今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、手話通訳者については、後継者不足解消のための人材育成に努めます。

8 権利の擁護

【現状と課題】

障害者基本法においては、障害者に対して障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害することを禁止しています。

その他、障害者の社会参加の機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会確保及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大等、障害者等が地域社会において他の人々と共生するための基本的な権利の擁護等について定めています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、国・地方公共団体及び事業所による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められています。

しかし近年、DVやいじめ、児童虐待等の生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシャルハラスメント等、表面化しにくい人権侵害が社会問題となっています。

障害者等の自立と社会参加を促進する上では、市民が一体となって、地域社会における社会的障壁の除去に取り組むことが必要です。

そのため、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、人権の尊重や社会的障壁について学び、理解し、差別や偏見のない、明るい社会づくりに取り組むことが必要です。

また、関係機関・団体が連携して、虐待防止や人権侵害等の予防に努める必要があります。

【施策の方針】

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるため、関係機関・団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場等の様々な場面で人権教育啓発活動を進め、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。

また、知的障害や精神障害等により判断能力が十分ではない人について、権利利益が損なわれることなく、安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会や法テラス等の関係機関・団体と連携し、法的支援の充実に努めます。

さらに、「市虐待防止センター」の機能整備を図り、虐待予防及び自立支援、養護者に対する支援体制の整備に努めます。

【基本施策】

(1) 差別や偏見のない明るい社会づくり

施策項目	施策の内容
①人権教育の推進	<p>人権を尊重することの重要性を正しく認識する学習の機会としての市民向け講演会の開催等により、人権教育を推進しています。</p> <p>また、行政として、合理的配慮の提供が適切になされるよう、市職員への研修において、障害に関する研修を行っています。</p> <p>今後も、他人の人権に配慮した行動がとれる人材の育成を図るため、関係機関との連携による学習の機会の充実を図ります。</p>
②人権啓発活動の推進	<p>広報紙等の活用による人権啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>今後も、関係機関と連携しながら、人権啓発活動を推進します。</p>
③啓発・広報の充実 【再掲】	<p>障害のある人が、住みなれた地域で、人として尊重され、障害があってもなくても生き生きと生活できるよう、講演会の開催等を通じた、障害理解に向けた啓発を行っていますが、感染症拡大等の影響を受け、地域住民との交流や各種行事等への障害者等の参加が減少しています。</p> <p>感染症の状況を踏まえつつ、障害や障害者への一層の理解促進、地域住民との交流促進、各種行事等への障害者等の参加や地域住民との交流促進等を図ります。</p>

(2) 障害者の権利の擁護

施策項目	施策の内容
①権利擁護支援のためのネットワークの構築	<p>本市では、令和4年度に指宿市役所内（地域包括支援センター・地域福祉課）に「広報機能」や「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」を備えた中核機関を設置しました。</p> <p>成年後見制度を必要な人が誰でも利用できるよう支援するとともに、その他の権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要なサービス等につなげる地域連携ネットワークの体制を整備します。</p> <p>なお、中核機関における「後見人支援機能」については、段階的に取組を推進していきます。</p> <p>また、成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を見守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した活動を早期に支援する体制を強化していきます。</p> <p>さらに、法律・福祉の専門職団体や関係者による地域課題ネットワーク会議（地域ケア会議）を開催し、成年後見制度の利用促進等について協議していきます。</p>

施策項目	施策の内容
②成年後見制度等の権利擁護に関する周知	<p>成年後見制度等の権利擁護に関する周知を図るため、パンフレット等を作成し、各種相談窓口を設置しています。</p> <p>また、成年後見制度に関する出前講座を開催しています。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施します。</p>
③後見人の担い手育成及び活動支援	<p>後見人の担い手不足を解消するため、親族後見人がスムーズに後見業務を受任できるよう、中核機関の機能の強化を図ります。</p> <p>また、成年後見制度利用促進の更なる充実を図るため、法人後見センターの設置や市民後見人の育成についての調査研究を行います。</p>
④成年後見制度利用支援事業の推進	<p>成年後見制度利用支援事業を活用し、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申し立てが見込めない場合には市長による申し立て支援を行っています。</p> <p>また、生活に困窮し、申し立て費用や後見人等への報酬を負担できない等の理由により、成年後見制度を利用できないことが起こらぬよう、一定の条件を満たした対象への制度利用に伴う報酬に対する助成を行っており、令和4年4月の実施要綱の改正において、対象者の範囲拡充を行いました。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、事業の利用促進を図ります。</p>
⑤人権相談の実施	<p>特設人権相談所の開設や家庭児童相談員の配置等により、相談支援体制を強化するとともに、相談窓口の周知に努めています。</p> <p>特設人権相談や家庭児童相談員の周知及び窓口の充実に努め、相談支援体制の強化を図ります。</p>

(3) 虐待の防止

施策項目	施策の内容
①虐待防止センター等の体制整備	<p>障害者の虐待を予防し、自立の支援及び養護者に対する支援制度の整備を図るため、市障害者虐待防止センターの機能整備を推進するとともに、関係機関との連携により、虐待発生時の早期対応体制の確立に努めています。</p> <p>障害者に対する虐待防止と虐待発生時の早期対応体制を確保するため、市障害者虐待防止センター等の周知と機能強化に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p>
②相談支援の充実	<p>虐待の予防・早期発見の観点から、病院や警察をはじめ、家庭児童相談員や地域子育て支援センター等の関係機関との連携に努め、個々のケースに応じた適切な対応に努めています。</p> <p>今後も、関係機関等との連携を図りながら、個々のケースに応じた適切な対応に努めます。</p>

9 文化芸術活動, スポーツ・レクリエーション

【現状と課題】

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進は、障害者の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で大きな役割を果たすものであり、特にスポーツは、体力の向上や健康増進にも役立つものと考えられます。

そのため、障害の特性に応じて、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境を整備することが必要です。

【施策の方針】

障害者の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、これらの活動への参加促進を図ります。

【基本施策】

(1) 文化芸術活動の推進

施策項目	施策の内容
①文化芸術活動の推進	<p>障害者の芸術文化活動を振興するため、作品展や音楽会等、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行っています。</p> <p>一方、コロナ禍における各種イベントの中止・廃止などにより、舞台発表の場が近年減少しています。</p> <p>今後も、庁舎ロビーにおける作品展等の開催や他イベントにおけるブース出展等、文化芸術活動に参加する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めるとともに、これらの機会を活用した交流促進を図ります。</p>

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

施策項目	施策の内容
①イベント等の開催	<p>レクリエーション活動等を通じて、障害者の体力増強や交流、余暇等の充実、障害者スポーツの普及を図るため、各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室等を開催しています。</p> <p>コロナ禍において、教室・大会等の開催回数が減少していますが、屋外での活動促進を図るなど、活動低下の抑制に努めています。</p> <p>今後も、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進を図るとともに、これらの機会を活用した、交流促進や障害者スポーツの普及に努めます。</p>

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 前期計画の評価

前期計画に定めた成果目標について、評価を行った結果は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

一方、施設入所者数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	6人	2人
令和5年度末時点の施設入所者数	85人	84人

※令和5年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	0箇所
令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	0回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人	0人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%	—

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の提供体制に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の児童発達支援センターの整備数	1箇所	1箇所
令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の整備数	1箇所	1箇所

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	1箇所	0箇所
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数	1箇所	0箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

一方、医療的ケア児等に関するコーディネーターに関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の市内もしくは圏域内における設置数	1箇所	1箇所
令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市内もしくは圏域内における配置数	1人	0人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	無

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加	有	有
令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	有
令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回	1回

2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者80人のうち、6%以上に当たる5人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者80人から5%以上に当たる4人を削減した76人以下とすることを目標とします。

現状	令和4年度末時点の施設入所者数	80人
	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数の見込み)	2人
目標値	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	5人
	令和8年度末時点の施設入所者数	76人

(2) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに、市町村単位で1箇所以上整備することを目標とします。

また、地域生活支援拠点等を整備した上で、「地域生活支援拠点等に係るコーディネーター」を令和8年度末までに1名以上配置するとともに、「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場」を年1回以上開催することを目標とします。

さらに、令和8年度末時点における「強度行動障害を有する障害者に関する関係機関が連携した支援体制」について、現在の体制を維持することを目標とします。

現状	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数（見込み）	0箇所
	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数（見込み）	0人
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数（見込み）	0回
	令和5年度末時点の強度行動障害を有する障害者に関する関係機関が連携した支援体制の有無（見込み）	有
目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1箇所
	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	1人
	令和8年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回
	令和8年度末時点の強度行動障害を有する障害者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	有

(3) 福祉施設から一般就労への移行・定着

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数0人から3人以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数0人から、それぞれ1人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の1人から1.41倍以上にあたる2人以上とすることを目標とします。

現状	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		0人
	内 訳	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	0人
		令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人
		令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	0人
	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数		1人
目標値	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		3人
	内 訳	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
		令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人
		令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数		2人

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8年度末時点における児童発達支援センターについて、現在の提供体制を維持し、1箇所以上確保していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制について、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が連携し、保育所等訪問支援等を活用しながら推進する体制を維持することを目標とします。

現状	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1箇所
目標値	令和8年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1箇所
	令和8年度末時点の障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	有

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末時点における重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、それぞれ市町村単位もしくは圏域単位で1箇所以上整備していることを目標とします。

現状	令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の市内もしくは圏域内における整備数（見込み）	0箇所
	令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の市内もしくは圏域内における整備数（見込み）	0箇所
目標値	令和8年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の市内もしくは圏域内における整備数	1箇所
	令和8年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の市内もしくは圏域内における整備数	1箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、現在の体制を維持し、1箇所以上設置していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、2人以上配置していることを目標とします。

現状	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み）	1箇所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み）	0人
目標値	令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1箇所
	令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	2人

(5) 相談支援体制の充実・強化

令和8年度末時点における基幹相談支援センターの設置について、市町村単位もしくは圏域単位で1箇所以上設置していることを目標とします。

また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、令和8年度における相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、2件以上実施していること、相談支援事業所の人材育成に対する支援件数について、1件以上実施していること、相談機関との連携強化の取組の実施回数について、1回以上実施していること、個別事例の支援内容の検証の実施回数について、2回以上実施していること、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置について、1人以上配置していることをそれぞれ目標とします。

さらに、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図るため、自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討について、4回以上実施するとともに、6以上の事業者・機関が参加していること、4以上の専門部会を設置するとともに、40回以上実施していることをそれぞれ目標とします。

現状	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の市内もしくは圏域内における設置の有無（見込み）	無
	令和5年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	0件
	令和5年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数（見込み）	0件
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	0回
	令和5年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数（見込み）	0回
	令和5年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（見込み）	—
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（見込み）	4回
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数（見込み）	6
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の設置数（見込み）	4
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数（見込み）	43回
目標値	令和8年度末時点における基幹相談支援センター等の市内もしくは圏域内における設置の有無	有
	令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件
	令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	1件
	令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回
	令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回
	令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	4回
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	6
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	4
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	40回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度における県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数について、延べ5人以上参加することを目標とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を令和8年度末時点も維持するとともに、令和8年度における共有する場の実施回数を1回以上とすることを目標とします。

現状	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み）	5人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	有
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	1回
目標値	令和8年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	5人
	令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有
	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

3 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

名 称	内 容
居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問系サービス計	人	58	52	53	53	53	52
	時間	638	528	554	554	554	545
居宅介護	人	44	40	41	41	41	40
	時間	464	380	363	363	363	354
重度訪問介護	人	2	1	1	1	1	1
	時間	63	29	31	31	31	31
同行援護	人	12	10	10	10	10	10
	時間	111	116	155	155	155	155
行動援護	人	0	1	1	1	1	1
	時間	0	3	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

・見込量確保のための方策

サービスを必要とする障害者の障害の程度やニーズをはじめ、介護者の有無や住まい、交通手段等の生活環境に応じて適正なサービスの提供に努められるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の10のサービスをいいます。

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人	147	145	149	150	151	152
	人日	2,866	2,775	2,881	2,900	2,920	2,939
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	22	22	10	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	18	21	3	3	3	3
就労選択支援	人					0	0
	人日					0	0
就労移行支援	人	1	1	3	3	3	3
	人日	15	1	58	58	58	58
就労継続支援 (A型)	人	30	34	32	33	34	35
	人日	537	572	552	569	587	604
就労継続支援 (B型)	人	192	198	205	208	211	214
	人日	3,414	3,503	3,591	3,644	3,696	3,749
就労定着支援	人	1	1	1	1	1	2
療養介護	人	9	8	8	8	8	8
短期入所	人	11	11	13	14	15	16
	人日	108	105	138	149	159	170

・見込量確保のための方策

障害の程度やニーズに応じて、障害者が自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の4つのサービスをいいます。

名 称	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅の訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	55	56	57	58	59	60
施設入所支援	人	82	80	83	81	79	76
宿泊型自立訓練	人	6	6	5	5	5	5

・ 見込量確保のための方策

施設入所者をはじめ精神障害による長期の社会的入院者について、受入条件が整えば地域生活に移行することができるよう、計画相談支援等を有効に活用しながら、ニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象として、サービス等利用計画作成の支援、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人	118	119	108	107	107	106
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

・ 見込量確保のための方策

障害者本人のニーズと能力を十分に引き出すため、相談支援センターを中心に、関係機関と連携した丁寧な支援の提供を目指し、連携強化に向けた体制づくりを推進します。

4 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じた地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

指宿市身体障害者福祉協会への委託により事業を実施し、講演会を通じた障害理解に向けた啓発を行っています。

今後も、事業を継続して実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

指宿市身体障害者福祉協会への委託により事業を実施し、社会活動・ボランティア活動の支援を行っています。

今後も、事業を継続して実施します。

(3) 相談支援事業

地域の障害者等を取り巻く福祉環境の問題に対し、障害者及び障害児の保護者または障害者の介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、サービス提供事業者等との連絡調整等を総合的に行うサービスです。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者等相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センターの設置	箇所	0	0	0	0	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

・見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域自立支援協議会の実施体制を維持するとともに、基幹相談支援センターについては、他市の状況を参考に、計画期間中の設置を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度に関する講演会等の開催（実施回数）	回/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度に関する協議会等の開催（実施回数）	回/年	1	1	1	1	1	1

・見込量確保のための方策

近年の事業実績はありませんが、令和4年度に地域包括支援センターに設置した中核機関を中心に、広報・相談・制度の利用促進体制の充実を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能，音声機能，その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に，手話通訳及び要約筆記の方法により，聴覚障害者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うサービスです。

指宿市身体障害者福祉協会への委託により事業を実施し，手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行い，意思疎通を円滑にすることにより，生活上の利便を図っています。

また，文字による情報入手が困難な障害者等のために，点訳，音訳，その他障害者等にわかりやすい方法により，市の広報紙等，障害者等が地域生活をする上で必要な情報等の定期的な提供に努めています。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者の設置者数	人	3	3	3	3	3	3
手話通訳者の派遣件数	件/年	35	36	40	41	42	43
要約筆記者の派遣件数	件/年	9	10	15	16	17	18

・見込量確保のための方策

支援を要する障害者の意思疎通を支援するため，事業を継続して実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
日常生活用具給付等事業計	件/年	200	188	172	172	171	170
①介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
②自立生活支援用具	件/年	5	3	2	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件/年	6	2	2	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件/年	4	5	4	4	4	4
⑤排せつ管理支援用具	件/年	185	176	162	161	160	159
⑥住宅改修費の助成	件/年	0	1	2	2	2	2

・見込量確保のための方策

障害者の自立した生活を支援するため、適切かつ円滑で迅速な給付の実施に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

指宿市身体障害者福祉協会への委託により事業を実施し、障害者との交流活動の促進や市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行っています。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員養成研修事業 (利用者数)	人/年	15	19	16	16	16	16

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

(8) 移動支援事業

障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者のために、外出の際の移動支援を行う事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数	人/月	23	17	16	16	16	16
利用延時間	時間/月	198	174	165	165	165	165

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて、基礎的事業として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するとともに、地域活動支援センターの機能の充実・強化を図ることで、障害者等の地域活動支援の促進を図ることを目的とする事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人/月	79	70	58	58	57	57

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

(10) その他の事業（任意事業）

① 日常生活支援事業

日常生活支援事業として、次の3つの事業を実施しています。

名 称	内 容
福祉ホーム助成事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、地域生活を支援する事業です。
訪問入浴サービス事業	身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る事業です。
日中一時支援事業	障害者を一時的に預かり、日中活動の場を確保するとともに、障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図る事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉ホーム助成事業 利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業 利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業 利用者数	人/月	13	14	8	8	8	8

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

② 社会参加促進事業

社会参加促進事業として、指宿市身体障害者福祉協会に委託し、次の5つの事業を実施しています。

名 称	内 容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強や交流、余暇並びに障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。
芸術文化活動振興事業	障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳その他障害者等にわかりやすい方法により、障害者等が地域生活をする上で必要な情報等を定期的に提供する事業です。
奉仕員養成研修事業	障害者の交流活動の推進や市の広報活動等の支援者として期待される要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成研修する事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の社会参加促進を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1
芸術文化活動の発表回数	回/年	1	0	0	1	1	1
点字・声の広報等発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24
奉仕員養成研修開催回数	回/年	10	10	10	10	10	10
自動車運転免許取得・改造助成件数	件/年	3	2	4	4	4	4

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

③ 就業・就労支援事業

就業・就労支援事業として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る「更生訓練費給付事業」を実施しています。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
更生訓練費給付事業 利用者数	人/月	12	6	9	9	9	9

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

④ その他事業

不要になった福祉機器について、必要とする他の人等へのあっせんを行う「福祉機器リサイクル事業」を実施しています。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
機器登録件数	件/年	10	6	6	6	6	6
機器提供件数	件/年	3	2	4	4	4	4

・見込量確保のための方策

今後も、事業を継続して実施します。

5 障害児サービスの見込量と確保方策

障害児サービスとして、次の5つのサービスが挙げられます。

名 称	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活をする保育所等を訪問し，保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって，障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し，障害児の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害児等を対象として，障害児支援利用計画作成の支援，支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人	88	95	100	105	105	105
	人日	521	495	530	545	545	545
放課後等デイサービス	人	54	64	70	73	76	79
	人日	631	683	800	834	869	903
保育所等訪問支援	人	0	2	5	5	5	5
	人日	0	3	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	34	35	43	51	51	51

・見込量確保のための方策

利用者のニーズの変化を踏まえながら，各事業の利用促進を図ります。

6 その他活動指標の設定

障害福祉サービスの提供等に係る活動指標以外の活動指標について、国の基本指針に基づき、以下のとおり設定し、各種施策等の推進を図ります。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	12	12	12	12	12	12
保健，医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	12	12	12	12	12	12
内 訳	保健	2	2	2	2	2	2
	医療（精神科）	3	3	3	3	3	3
	医療（精神科以外）	0	0	0	0	0	0
	福祉	6	6	6	6	6	6
	介護	1	1	1	1	1	1
	当事者及び家族	0	0	0	0	0	0
保健，医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	11	9	11	10	10	10
精神障害者の地域移行者における地域移行支援利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行者における地域定着支援利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域移行者における共同生活援助利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域移行者における自立生活援助利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

(2) 地域生活支援の充実

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域生活支援拠点等の整備数	箇所	0	0	0	0	0	1
地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	人	0	0	0	0	0	1
地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	回/年	0	0	0	0	0	1

(3) 障害児支援の提供体制の整備等

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	0	0	0	2	2	2

(4) 相談支援体制の充実・強化等

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置数	箇所	0	0	0	0	0	1
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	0	2
相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	件/年	0	0	0	0	0	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0	0	0	1
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	数	6	6	6	6	6	6
自立支援協議会における専門部会の設置数	数	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会における専門部会の実施回数	回/年	38	38	43	40	40	40

(5) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数（延）	人/年	5	5	5	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有・無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

障害者やその家族等に対する各種サービス等の充実を目指し、保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくり等、関係各課の連携強化に努めるとともに、市内の福祉関係団体・障害者団体・障害者施設の関係者等で構成する「指宿市地域自立支援協議会」を中心に、関係機関・関係団体等との連携強化に努めることで、本計画の推進体制の整備を図ります。

2 計画の見直し

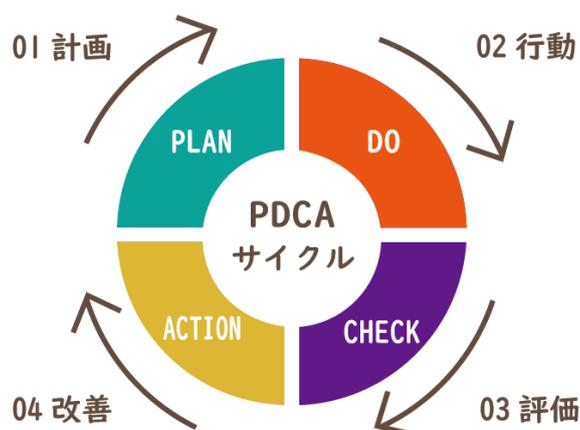
計画期間中において、障害者のニーズの多様化や社会経済状況の変化、国や県の動向等、本市や障害者を取り巻く状況の変化を踏まえ、本計画の見直しを行う必要があると判断した場合には、見直しを行うものとします。

3 計画の進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、本計画に定めた成果指標及び活動指標の点検・評価を行うとともに、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況の把握・点検に努めます。

点検・評価等の結果については、本計画の事務局となる健康福祉部地域福祉課がとりまとめを行い、計画全体の進捗状況の管理に努めます。

また、計画の進捗状況について、「指宿市地域自立支援協議会」に対する報告や意見聴取等を行い、施策の改善につながるよう努めます。



指宿市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行 鹿児島県 指宿市
編集 指宿市 健康福祉部 地域福祉課
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424
Tel0993-22-2111 (代表)